

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300416001	30年4月16日	30年5月24日	30年6月29日	ビッグデータを利活用するための法整備等を行うこと	【要望内容】 ア.ビッグデータの開放と利活用促進に向けた法整備等 イ.政府における堅固なサイバーセキュリティ体制の構築  【理由】 人口減少社会において経済成長を実現していくためには、第4次産業革命等の技術革新の成果を社会実装していくことが必要であり、ビッグデータの開放と徹底的な利活用が重要なカギとなる。 ビッグデータを活用した民間企業の新商品・新サービスの開発、新市場開拓を進めるためには、公共データのオープン化や企業間のデータ流通のルールなど、その適正な利活用を促す法整備や、ガイドライン等の策定が必要である。 また、官公庁や企業を狙ったサイバー攻撃が多発しているため、政府において、スマート社会(Society 5.0)に対応する、日本全体の堅固なサイバーセキュリティ体制を構築する必要がある。	日本商工会議所	内閣官房 総務省 経済産業省	【アについて】 我が国では、ビッグデータの利活用が進んでおらず、諸外国に比べて遅れをとっている状況です。また、利活用の状況としても、わが国企業では付加価値拡大等の高度なデータ利活用を行っていない状態です。加えて、製造現場等のリアルデータ利活用への関心は急速に進んでおり第4次産業革命による技術革新の必要性は高まる一方で、特に官民が保有するデータを開放するための具体的な法制度は整っていませんでした。  公共データのオープン化については、2016年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」の第11条において、①国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務化、②事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定されました。 また、2017年9月には、オープンデータ・バイデザインの考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むための基本方針を定めた「オープンデータ基本指針」を策定し、行政が保有するデータの原則公開等のルールが明確化されました。 これらに基づき、オープンデータの取組を推進しております。  【イについて】 「国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促す」、「サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進」を基本理念として、具体的には ①国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する統一した基準の策定や、基準に基づく施策の評価(監査を含む) ②重要社会基盤事業者等における基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進等 ③中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が自発的に行うサイバーセキュリティの促進(相談を含む)、必要な情報の提供及び助言を実施しています。	【アについて】 生産性向上特別措置法(第2章第3節)  官民データ活用推進基本法(第11条第1項、2項)  【イについて】 サイバーセキュリティ基本法 第3条、第13条、第14条及び第15条	【アについて】 2018年5月に成立した生産性向上特別措置法により、データ連携・共有事業認定制度・税制優待を創設しました。IoTの進展により流通量が爆発的に増えているデータについて、産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進するため、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を、セキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定して支援します。一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却30%又は税額控除3%の優遇措置(償却率5%)を措置いたします。さらに、所定の情報管理を行っていることの確認を受けた特定革新分野産業活用事業者が、主務大臣を經由し、データを保有する関係省庁・公共機関等からのデータ提供を要請できる制度を創設します。 上記措置は2018年6月に施行されました。  公共データのオープン化については、「官民データ活用推進基本法」および「オープンデータ基本指針」等に基づき、引き続き、オープンデータの取組を推進してまいります。  【イについて】 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進、民間事業者及び教育研究機関等の自主的な取組の促進を引き続き実施し、わが国におけるサイバーセキュリティ体制の構築に努めてまいります。	【アについて】 ◎	
300416020	30年4月16日	30年5月24日	30年11月27日	行政手続の電子化を進めるための環境を整備すること	【要望内容】 ア.省庁横断・ワンストップで電子申告申請が可能となるシステム環境の構築 イ.電子申告におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討  【理由】 行政手続を行うシステムは、国税は「e-Tax」、地方税は「eL-TAX」、社会保険等は「e-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならない。このため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築することが必要である。 また、電子申告するまでの手間や金銭的コストが、導入の障壁となっているため、電子証明書やICカードリーダーライタを必要としないできるだけ簡易な本人確認の方法を検討する必要がある。	日本商工会議所	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国は、行政機関等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとするとしており、また、官民データ活用に関する取組、相互に連携して、自らの情報システムに係る規律の整備及び互換性の確保、業務の共通化その他の必要な措置を講ずるものとするとしています。	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)	現行制度下で対応可能	国においては、制度の趣旨を踏まえ、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)を定め、行政サービスの利便性向上を目的に、保有する行政サービスや行政データに関するAPIの整備を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進することで、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)を推進することとしています。また、電子的本人確認等の手続についても、行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システムの取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要であるとして、具体的な取組としては、介護、死亡・相続、引越し等をワンストップ化の先行分野として取り組み、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していくとともに、手続の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案した上で、個々の手続きの本人確認手続の見直しができるよう、推進して参ります。	△
300420003	30年4月20日	30年5月24日	30年6月15日	消防法第10条第4項に基づく危険物貯蔵等施設の消防設備の配管にかかわる技術基準の検討について	現在、危険物製造所等における消防設備の配管については特に銅管に限られているが、地下埋設配管等においては、樹脂製の配管についても使用することができるよう技術基準の整備が必要と考える。 石油コンビナート等災害防止法における屋外給水施設にかかる配管についてはすでに樹脂製配管の使用基準が整備されていることから、危険物製造所等におけるこれらの技術基準の整備は可能と考えられる。 また、樹脂製配管は銅管に比べ腐食による劣化も少なく、災害時使用するとき開口した等のリスクも少なく、安全サイドに進むものとも考えられる。	個人	総務省	消防法第10条第4項  危険物の規制に関する政令第20条  危険物の規制に関する規則第32条～第32条の8  製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目定める告示第19条	危険物施設に設ける消火設備については、「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について(通知)」(平成元年3月22日付消防令第24号)において、水系の消火設備である屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備の配管は、合成樹脂配管を使用できることが示されています。 一方、消火薬剤やガス等を用いる消火設備については、合成樹脂配管にこれらの消火薬剤等が接した場合、合成樹脂の性状に影響を及ぼすおそれがあることから、合成樹脂製配管の使用を認めません。	検討を予定	防火対象物に設置される消火設備は、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備に加え、泡消火設備の配管で合成樹脂配管を使用できるようになっていることから、今回のご意見を踏まえ、危険物施設に設ける泡消火設備において、合成樹脂配管の設置を認められるかどうかについて、消火設備メーカーや関係業界団体等にも意見を聞きながら、年度内に結論を得られるよう検討し、設置が認められると結論が得られた場合には、速やかに措置してまいりたいと考えています。	
300421001	30年4月21日	30年5月24日	30年6月15日	e-Statのデータセットを加工、集約しやすくしていただきたい件	我が国における医療の品質について調査するため、e-Statを利用することとしましたが、使いやすさには難があるため問題提起をしたいと思います。  提案 データセットは加工、集約できるように配布していただきたい データセットは項目と期間を指定し、データベースからレスポンスが帰ってくるようにしていただきたいです。人口動態調査を例に挙げると、以下のような問題があります。 項目とコードが混在している 都道府県別のデータでは「01 北海道」のようにコードと名称が混在しています。これは分けて提供すべきではないでしょうか 都道府県名にデータベースが入り込んでいる 上記について、青森県では「02 青森」と入力されています。青と森の順、森の後に印刷用と思われるスペースが入っています。青森県は「青森県」であり「青森 県」ではありません 年度を考慮すべき 統計データは地域や国同士の比較にとどまらず、同じ地域の過去と現在を比べる目的にも利用されます。調査報告書が年度ごとの発行となっており、e-Stat掲載のデータもこの調査報告書の表(そのままで)掲載しているため時系列での比較が困難となっています。さらに、検索システムが年度を指定しなければデータを返さないため、複数年の検索ではダウンロードを繰り返し、エクセル表を加工する必要があるため、複数年データをまとめて出力するフォームが必要です  データと出来上がった表は別物です 出来上がった表の配布にe-Statのようなシステムは必要でしょうか?調査報告書(白書)をpdfなどの電子媒体として配布すれば良いのではないのでしょうか。データの配布は利用者による加工を前提とすべきではないでしょうか	個人	総務省	本提案事項については、時系列データの整備を含め、データベース(高度利用型統計データ)化を推進し、利用者が当該形式のデータを用いることによってある程度改善される可能性があるものと思料されます。	その他			

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300502001	30年5月2日	30年8月20日	30年9月26日	「登記されていないことの証明書」(身分証明書)制度の見直し	(1)法務局において、法人が代理人となつて「(成年後見などの)登記されていないことの証明書」の申請をする場合、法人の登記事項証明書の添付が求められている。しかしながら、法人の登記事項証明書は、法務局で発行するものであるから、法務局内で把握できる。そこで法人等番号を記載すれば、登記事項証明書の添付を省略できるようにするべきと考える。 (2)「登記されていないことの証明書」が必要となる場合は、許認可申請への添付目的が多いと考えられるが、同時に市町村により発行される「(禁治産者等でない)の身分証明書」が必要となるケースがほとんどである。(建設業許可、宅建業許可など) しかも、この身分証明書は、法務省により決められた規則がないために、市町村によっては代理申請を認めないケースも多あり、手間がより複雑となっている。そこで、法務省は戸籍を取り扱っていることから、一括してこれらの事項の証明書と、1回の手続きで発行できるように、ワンストップのサービスを提供すべきである。 (3)「登記されていないことの証明書」と前述の「身分証明書」については、許認可申請で使用するであれば、行政書士による職務上請求が出来るようにすべきである。	個人	総務省 法務省	【法務省】 (1)後見登記等ファイルに記録がない旨を証明した書面(以下「登記されていないことの証明書」という。)の交付の申請者には申請人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。 (2)平成12年4月1日からの後見登記制度の施行によって、後見開始の裁判を受けた成年被後見人等は登記によって公示されます。他方、従来の「禁治産」及び「準禁治産」の宣告を受けている方は、新制度の下で、それぞれ「成年被後見人」及び「被後見人」とみなされますが、関係者からの登記申請がない限り、登記による公示はされず、禁治産及び準禁治産の戸籍上の記載はそのままとります。したがって、成年被後見人及び被後見人に該当しないことを証明するためには、自己が「禁治産者」及び「準禁治産者」でない旨の市町村長長の身分証明書と自己を成年被後見人及び被後見人とする登記がされていないことの証明が必要となる場合があります。 なお、身分証明書は、市区町村長が行う法律上の根拠を有しない一般行政証明となります。 (3)「登記されていないことの証明書」については、本人、本人の配偶者及び四親等内親族が交付を請求することができます。また、国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し交付を請求することができます。 【総務省】 (3)行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができます(行政書士法第1条の2)。 なお、行政書士又は行政書士法人は、個別法において特別に定めのある事項についてのみ、職務上請求が可能であり、現行制度においては、住民基本台帳法又は戸籍法のみ規定されています。	【法務省】 (1)について、平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、「登記事項証明書(商業法成)の提出を必要とする全手続について、情報連携の仕組みが構築される2020年度(平成32年度)以降、登記事項証明書(商業法成)の提出の原則不変化を実現する。」とされており、同計画に基づき登記事項証明書提出の不変化について、検討しています。 (2)について、「禁治産、準禁治産でないことの身分証明書」については、市区町村で調製する禁治産、準禁治産名簿の記載に基づき作成されるため、当該事務については、市区町村において取り扱っており、法務局・地方法務局では取り扱っていないため、法務局・地方法務局で取り扱っている成年後見登記事務と一体的に取り扱うことは困難です。 (3)について、「登記されていないことの証明書」について、法定後見又は任意後見に関する登記事項は人の判断能力という極めてプライバシー性の高い情報であるため、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図るといった観点から、請求することができる者が一定の範囲に限られており、行政書士等の有資格者においても個別の委任を受けて代理人の資格で請求する必要があると考えられ、御要望にお応えするのは困難です。 また、身分証明書は、市区町村長が一般行政証明として発行しているものであり、法令の根拠規定を有するものではないため御要望にお応えすることは困難です。 【総務省】 (3)行政書士又は行政書士法人が職務上請求できるものは、個別法に規定がある場合に限られていることから、行政書士による職務上請求を拡大するためには個別法における対応となるため、行政書士法を所管する総務省において対応することはできません。				
300509002	30年5月9日	30年6月12日	30年7月23日	電子文書に係る行政書士の記名押印義務の運用の明確化	行政書士法施行規則第9条によると、行政書士が作成した書面(申請書、契約書など)については、記名して職印を押さなければならない。そして、同規則第10条においては、行政書士が発行する領収証についても、押印義務が規定されている。ところが、第10条で定める領収証についてのみ、「行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第7条(作成において氏名等を明らかにする措置)によって、押印に代える方法として、電子署名が規定されている。つまり、電子書面が領収証を発行する場合は、電子署名をしなければならないことになる。一方、領収証以外の書面に関しては、特に何らの規定もない。そうすると、意図的に第9条を外しているところであるから、反対解釈によって、電子署名が必要にならないものと考えられる。しかしながら、行政書士法施行規則第9条における「書面」には、その制度趣旨(作成においては氏名等を明らかにする措置)からして、電子書面においても、行政書士の記名義務については、必要と考えられる。参考までに、同様の制度趣旨の規定として、不動産特定共同事業法第24条2項において、業務管理者の記名押印義務が存在するが、電子書面に関しては、記名のみが義務づけられ、押印の省略が認められているところである。つまり、国土交通省の不動産特定共同事業法の場合と異なり、総務省は明確にしていなかったことから、記名義務についても曖昧となっており、制度趣旨そのものが没却される事態となっているのである。そこで、総務省としては、行政書士法施行規則第9条の記名押印義務について、電子文書の場合の取扱いを明確にするべきである。	個人	総務省	行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「法」という。))の適用を受け、行政書士法に係る書面の保存等について、電磁的記録により行うことを容認する保存、作成及び交付等の範囲、その方法及び要件を整備するため、「行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「規則」という。))が平成17年に施行されました。 行政書士法及び行政書士法施行規則において対象となるのは、行政書士の帳簿の備付及び保存義務(行政書士法第9条)、領収証副本の保存義務(行政書士法施行規則第10条)となります。	現行制度下で対応可能	行政書士法施行規則第9条に規定する行政書士が作成する書類については、保存義務がないことから、法第3条の対象とはならず、電子署名の問題は生じません。なお、官公庁に提出する書類については、行政書士法第1条の2第1項において、「書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)」と規定されていることから、電磁的記録によることが認められていますが、行政書士法施行規則第9条においては、「書類」とのみ規定されており、書面のみを前提としているものであることから、電磁的記録については行政書士法施行規則第9条第2項の書類には当たらず、記名・職印を押す義務はありません。			
300530001	30年5月30日	30年6月12日	30年6月29日	放送を巡る規制改革 V-Highの跡地利用の提案	投資等ワーキング・グループ 放送を巡る規制改革の今年5月9日の議事録にて総務省 奈良審議官からV-Highの跡地利用の発言がありました。現在8件の提案があるとの話が出ておりますが、その中のDOBA、及び、IPDCの2件の提案に関わっている者(個人)です。2件ともデジタルコミュニティ放送の制度整備を行って欲しいとの提案になっています。 奈良審議官の発言として、「これは参入希望ではなくて意見の提案でございます。まだいろいろ考えている途中」との発言があり、まさに私たちは意見の提案を行ったわけですが、まだいろいろ考えている途中ではなく、速やかにデジタルコミュニティの制度整備を行っていただきたいと考えているのです。 V-Highではなく、V-Lowの跡地利用ということで、デジタルコミュニティ放送が実現する予定でした。経緯としてはアクトブTVの跡地利用から始まり、2013/02/27~2013/05/30 総務省 放送局の跡地に関する検討会において、99MHz 超え108MHz 以下 地方ブロード向けマルチメディア放送に係る放送局及びデジタルコミュニティ放送に係る放送局に割り当て。との結論を経て、2014/04~2016/03 デジタルコミュニティ放送の周波数共用に関する技術的条件的検討が行われました。 しかし、それ以降、DOBA(デジタルコミュニティ放送協議会)として総務省に対して制度整備の状況等を確認しに伺ったものの、デジタルコミュニティ放送の制度整備の検討すらされていないという状況で、このままでは、今後制度整備が行われないのではと考え、今回V-Highの跡地利用で検討していただいた方がデジタルコミュニティ放送の実現(制度整備)が早まるのではとの事で提案させていただきました。総務省からは、十分な資金力を持ったところが参入予定なのかというヒアリング等を受けておりますが、デジタルコミュニティに興味を持つ多くの小さな団体、或いはベンチャーは、総務省がデジタルコミュニティ放送の制度整備が行われた後、免許をもらえば放送そのものが可能であるという状況になるまで、参入すべきかどうかの検討開始ができないのが現実です。よって、制度整備を早く行って欲しいというのが繰り返すようになりますが私の主張です。	個人	総務省	デジタルコミュニティ放送の制度は、現在ありません。 ご指摘のVHF帯(207.5~222MHz)については、現在、サービスを行う事業者が存在していないことから、総務省において、具体的な有効利用の方策について検討を行っているところである。	検討に着手	ご指摘のVHF帯(207.5~222MHz)については、総務省の有識者会議である「放送サービスの未来像を捉えた周波数有効活用に関する検討分科会」の報告書(平成30年5月15日公表)において、「V-Highが放送局の跡地については、現在、サービス提供を行う事業者が存在しておらず、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、新たなサービスの実現に資する実験試験局等の制度も活用しつつ、放送・通信融合時代に対応した新たなサービスが柔軟かつ早期に開始できる提案かどうかといった観点から総務省において公開でヒアリングを行う等、割当てに向けた検討を加速する。」と記載されているところである。 総務省としては、有識者会議における報告書の検討状況を踏まえつつ、引き続き、VHF帯の具体的な有効利用の方策について検討を行ってまいります。(なお、上記の報告書との別添アクションプランでは、VHF帯の割当て方針について、平成30年度内(一定)の結論を得ることとしています。)			

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
300712001	30年7月12日	30年8月20日	元年7月25日	法律事務所での司法書士と行政書士の雇用について	弁護士は、司法書士業務や行政書士業務の全てを取り扱うことができる。ところが、登記事務など定型の業務については、雇用了弁護士に処理させるよりも、司法書士を雇用して処理させた方が、迅速かつ人件費の削減にも繋がる。現実にも、法律事務所司法書士等が雇用されて、その者が登記の処理を任せられているケースも散見される。司法書士が司法書士に雇用されることは認められており、司法書士会において管理されているが、弁護士に司法書士が雇用される制度はなく、むしろ非司法書士に雇用されているとして、処分の対象となっている。やむなく、雇用された司法書士は、司法書士の名前を出せないため、あくまで法律事務所の事務員として申請書を作成し、弁護士の名前で登記申請を行っている。このような理由から、司法書士会としても、弁護士会としても、雇用関係の管理がなされていないのが実情である。法規制の目的からすれば、依頼者保護であって、無資格者に雇用されて司法書士等がそれぞれの業務を行うことが禁じられるに過ぎないものであるから、登記等を業として扱える弁護士に雇用されて行うことについては、規制の対象外とみなされる。よって、法務省としては、弁護士が司法書士や行政書士を雇用して、それぞれの資格者名において業務が出来るように、法解釈を明確にするべきである。そして、依頼者保護のため、法律事務所に雇用される司法書士等については、弁護士会や司法書士会等で登録制度を設けて、管理できるようにすべきである。併せて、組織内で事務員として常勤勤務していることを明らかにすると、個人事業として行政書士業務を2年以上行っていない場合、資格取消し事に該当する。組織で勤務する弁護士にはそのような制限はないのであるから、組織に雇用される司法書士や行政書士についても、これらの制限については、登録取消しの対象とならない法解釈をするべきである。	個人	総務省 法務省	【総務省】 行政書士法第1条の4において、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人の使用人として業務に従事することが定められている。 行政書士法第7条第2項において、引き続き2年以上行政書士の業務を行わないときは、日本行政書士会連合会により、行政書士としての登録を抹消することができることと定められている。 【法務省】 司法書士業務を行うためには、司法書士法(昭和25年法律第197号、以下「法」という。)第4条に規定する司法書士となる資格を有し、法第9条及び第9条の規定に基づき、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に登録を受ける必要があります。ただし、日本司法書士会連合会は、登録の申請をした者が、法第10条第1項各号の規定に該当する場合には、その登録を拒否しなければならないとされています。また、司法書士の登録をされた者が、法第15条第1項各号又は法第16条第1項各号の事由に該当することとなった場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消さなければならない又は取り消すことができるとされています。	行政書士法第1条の4 行政書士法第7条第2項 司法書士法第4条、第8条、第9条、第10条、第15条及び第16条	【総務省】 対応不可 【法務省】 事実誤認	【総務省】 行政書士法第1条の4の規定は、行政書士が行政書士又は行政書士法人の使用人として業務を行うことを認めたものであり、これは、行政書士間のネットワーク化・業務の分担を積極的に認めることにより、より高度なサービスの提供及び利用者の利便の向上を図る趣旨によるものです。また、引き続き2年以上行政書士の業務を行わないときに行う廃業勧告の趣旨は、行政書士の社会的信用の確保及び行政書士に対する行政書士会の指導力強化を図るために設けられるものです。 【法務省】 司法書士法の規定及び日本司法書士会連合会の取扱いのいずれにおいても、弁護士又は企業等の組織に雇用されることのみをもって登録の拒否又は取り消しすることとはされていません。ただし、司法書士には、事務所を設置義務(司法書士法第20条)及び正当な事由がある場合を除き依頼(簡裁訴訟代理等関係業務)に関するものを除く。)に必ず業務に従事(同法第21条)が課せられています。これらの義務は、同法第3条に規定する業務について固から独占資格を付与された司法書士は、当該業務の提供については公共的な役割を担っているため、広く国民一般に対して平等にサービスを提供し続けなければならないの責務に基づき、課せられているものです。また、この他にも、司法書士には、業務を行っていない事件について業務を行ってはならない義務(第22条)、全則の遵守義務(第23条)、秘密保持の義務(第24条)及び研修による資質向上努力義務(第25条)が課せられています。これらの義務は、司法書士が弁護士又は組織に雇用されている場合でも課されるものであり、個別の事案において、弁護士又は組織に雇用されていることにより、これらの義務を遵守できないなどの事情がある場合には、登録を拒否され又は取り消されることもあるものと考えます。なお、弁護士法においても、弁護士が司法書士を雇用することを禁じる規定はありません。
300724001	30年7月24日	30年9月14日	31年2月28日	雇用契約書作成業務の社会保険労務士への開放	雇用契約書は、社会保険労務士法に定める官公署への提出書類ではなく、雇用契約に関する権利義務の発生に関する書類であることから、労働社会保険諸法に定める帳簿書類にもあたる余地はない。そうすると、弁護士法及び行政書士法との関係において、社会保険労務士には扱えないことになる。しかしながら、社会保険労務士は労働関係法規の専門家であり、労働事件においては弁護士の後で補助をしていることも少なくない。そのような観点からすれば、社会保険労務士に雇用契約書の作成を認めるも支障は生じないと考えられる。社会的な要請としても、顧問契約をしている社会保険労務士に委託をした方が円滑であり、弁護士や行政書士に委託するよりも余計な費用や説明の時間を省くことができる。よって、社会保険労務士にも、雇用契約書の作成業務を認めるべきである。特に、行政書士法は刑罰規定により独占業務を定めているに他関わらず、所管する総務省は厚労省などと協議して業務範囲の明確化をする努力をしていないので、資格者を含めて、市民はこれによって萎縮せざるを得ない状況にある。厚労省と総務省は、相互に協議をして、行政書士法の独占業務に抵触する範囲かどうかを明確にする努力をするべきである。	個人	総務省 厚生労働省	【総務省】 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができる(行政書士法第1条の2)、行政書士でない者は、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。ただし、これらの書類作成業務が他の法律において制限されているものについては、行政書士は当該業務を行うことができなくなっています(法第1条の2第2項)。 【厚生労働省】 社会保険労務士法第2条第1項第1号において労働社会保険諸法に基づいて申請書を作成すること、第2号において労働社会保険諸法に基づく帳簿書類を作成すること、第3号において事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること等が社会保険労務士の業務とされています。	行政書士法第1条の2、第19条、社会保険労務士法第2条第1項	【総務省】 対応不可	【総務省】 行政書士法においては、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することは、直接一般私人の社会生活に重大な影響を及ぼすことから、行政書士となるために必要な資格を定め、これを業として行うことを行政書士の独占業務としています。雇用契約書の作成は行政書士法第1条の2第1項に定める権利義務に関する書類の作成に該当するものであり、社会保険労務士法第2条第1項に規定されていないことから、行政書士法第19条により、行政書士又は行政書士法人でない者は、当該業務を業として行うことはできないこととなります。
300906001	30年9月6日	31年1月22日	2年1月23日	「激甚災害法」のあり方の検討と災害時におけるマイナンバーカードの機能強化	わが国は、地震、台風、豪雨、津波、豪雪等が頻発する災害大国であり、特に近年は、地球温暖化による環境変化もあり、災害が切れ目なく多発するとともに、複合化、激甚化し、かつ常態化している。地域経済が疲弊している中で、激甚災害は、地方創生の取り組みに大きな打撃となり、販路や観光客等を失った被災企業は、売上の減少と厳しい経営環境に晒され、廃業を余儀なくされる企業も多い。これに伴い、地域を離れていく若者もいる。また、被災の影響は、被災地以外の取引先など広範囲に及び、経済的な負の連鎖が発生している。しかし、こうした地域の復旧を支援する「激甚災害法」は、全国を対象とした「本激」と市町村を対象とした「局激」に明確に分かれており、同じような被害でも本激・局激では支援策に大きな差がある。このため、市町村の区域に着目した復旧ではなく、広域的な経済再生を含む復旧に資する「激甚災害法」および「激甚災害指定のあり方」を検討すべきであり、これなくして、国民の生命・財産を守り、経済回復を図ることはできない。また、今後予想される都直下型地震や南海トラフ大規模といった大規模災害をはじめ、重篤な被災時においては、住民の迅速な安否確認や被災者の識別・特定、緊急対応が極めて重要であり、避難所においても、診療や服薬への対応、現金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが果たし得る役割は大きい。従って、マイナンバーカードのさらなる普及に取り組みむも、災害等の緊急時に、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるIDカードとしての機能の追加を早急に検討すべきである。これは被災時のみならず、平時の救急活動等においても個人の「安心」と「安全」な暮らしを確保するための貴重な手段になると考える。	日本商工会議所	内閣官庁 内閣府 総務省	【激甚災害制度】 激甚災害制度では、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、国民経済に及ぼす影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害に指定することとしています。激甚災害の指定については、地域を限定せず「適用措置を指定する「本激」と、市町村単位で適用措置を指定する「局激」がありますが、「本激」と「局激」で適用措置の内容に違いはありません。 【総務省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項により、マイナンバーカードのおもて面には顔写真と基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)が記載されており、個人の基本情報を確認することが可能となつていきます。また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第19条第1項により、各府省庁や地方公共団体のほか、総務大臣の認定を受けた民間事業者等については、マイナンバーカードに搭載されたICチップ内の電子証明書を使うことにより、電子的に本人確認を確実にすることも可能となっています。	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	【総務省】 事実誤認 【総務省】 現行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載のとおり、「本激」と「局激」で適用措置の内容に違いはありません。なお、災害時の中小企業に対する支援策において、全国レベルの被害と市町村レベルの被害で支援の内容に差があるというご質問をいただきましたことありますが、当該支援策は中小企業庁による独自の支援制度であり、激甚災害法とは関係がないことを念のため申し添えます。 【総務省】 災害時等のマイナンバーカードの活用について、例えば、避難所において住民の避難状況や正確に把握し、適切な支援を行えるようにするため、昨年度、マイナンバーカードを活用した避難所入退所管理の在り方に係る検証及び検討を行ったところであります。

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300907001	30年9月7日	30年10月11日	30年11月27日	350MHz帯デジタル簡易無線局(登録局)の免許・登録不変	350MHz帯デジタル簡易無線機は、無線機器専門店のみならず、家電量販店やネット通販でも気軽に購入でき、企業ユースのほか、個人、町会・自治会、NPO、学校、福祉施設、自治体など幅広く利用されており、地域防災の備えとしても注目されています。 現行、無線局登録制度が採用されていますが、登録申請や再登録申請、包括登録の開届届など手続きが煩雑となっています。 また、非営利分野での利用では、登録数や無線機台数で課税される電波利用料の負担が重くなっています。 遺憾ながら、一部には登録を受けずに利用する例があるものの、総合通信局による取締りは困難で、電波利用料など、正則に登録を受けているものと公平性の担保が難しいと認識しております。 この際、現行「空中線電力が1W以下である無線局のうち総務省令で定めるもの」としての免許不要の要件を「空中線電力が5W以下である無線局のうち総務省令で定めるもの」に改めたくうえで、350MHz帯デジタル簡易無線を当該総務省令で規定し、免許・登録を不要化してください。	個人	総務省	有るかつか少資源である電波を、公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的として、電波法では、無線局を開局しようとする者は、原則として無線局ごとに総務大臣の免許を受けなければならないこととしています。 一方、簡易無線につきましては、同一の周波数を多数の者が利用することのできるシステムであることから、無線設備は汎用品として大量に製造されることが想定されるため、規格に適合している設備で開設することを条件として、周波数の割当可能性及び開設の根本的基準の適合性について審査を要する免許審査を不要とした登録制度を導入しています。	電波法第27条の18～第27条の22	対応不可	簡易無線局は、同一の周波数を多数の者が利用するために、結果として通信速度の低下が許容される無線システムとなっています。しかしながら、通信環境が極度に悪化した場合には当事者間での周波数等の調整が必要となる事態が想定されることから、この調整を円滑に進めるために必要な情報を総務省が提供することが必要であること、他者の通信環境の悪化を招く要因を排除する必要があることから、総務大臣が一定の情報を把握、要件への適合性を確認した上で、一定期間の運用を認めることが必要と考えています。 従いまして、開設にあたっての手続きを一切必要とせず、設置場所を問わず無期限で運用することができる無線機として取り扱うことは適当ではないと考えます。		
300907002	30年9月7日	30年10月11日	30年11月27日	記念局へのアマチュア無線局の無線設備の操作の特例拡大	少年の科学技術に対する興味と関心を深める機会を拡大するため、現行では国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う際に認められている無線従事者資格を有しない学齢児童及び学齢生徒が行うアマチュア無線局の無線設備の操作を、記念局(電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第6号)「別掲1.無線局の局別審査基準」の「第1.アマチュア局」の「22.記念局」に規定する「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」という)に拡大してください。 この場合、無線設備の操作の条件は、学齢児童、学齢生徒及び特別支援学校高等部の生徒を対象とし、第二級アマチュア無線技士相当資格以上の無線従事者の立会いの下で行う無線電話の通信操作(通称の設定及び終了に関する通信操作(いわゆる「CQ CQ CQ」から「さようなら 73」まで)を含む。)並びにこれに付随して行うアレキストラク方式による送受の切替えに限ることが適当であると考えます。	個人	総務省	アマチュア局操作の特例制度につきましては、電波法施行規則第34条の10の規定に基づき、①国家的な事業に關係するイベントであること②外交儀礼上あるいは国際親善のために特例的に認める必要があること③通信それ自身が青少年の育成等の教育目的で行われるものであること等を要件として、個別に判断を行い、一定の条件下、無線従事者でない者の操作を認め、告示で運用を認めているところで。	電波法第39条の13 電波法施行規則第34条の10	対応不可	アマチュア無線は、多くの免許人が使用可能な一定の周波数を共同で利用していることから、他の無線局の混信その他妨害を与えないよう運用する(電波法第56条)ためには一定の知識が必要です。そのため、アマチュア無線局の無線設備の操作は電波法第39条の3の規定に基づき、無線従事者でなければ行ってはならないこととしています。が、対象者及び操作にあたっての条件を具体的に限定して無資格者の操作を特例として認めており、アマチュア局の適切な運用を確保する観点から、記念局全てを特例の対象とすることは困難です。 なお、これまで特例を認める告示制定前のパブリックコメントに対して、無資格者による操作について懸念する意見が少なからず寄せられているところで。		
300912001	30年9月12日	30年10月11日	元年7月25日	成年後見業務等の行政書士法施行規則への明文化	司法書士法施行規則第31条には、司法書士法人の業務として、次の業務が規定されている。 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務 この規定は、司法書士法人が司法書士業務しか扱えないところ、これらの業務が司法書士の本来業務として法律に規定されていないことから、司法書士法人にも扱える業務として、確認規定として設けられたものである。 そのため、司法書士法人の定款に、これらの業務を記載することが許されている。また、これらの業務が個人の司法書士にも扱える業務かどうかを、裁判所などの官公署や金融機関、その他の顧客に説明するにあたり、この規定が引用されており、そのような用い方はホームページにおいても多数確認できる。 ところが、行政書士法施行規則第12条の2には、行政書士法人の業務が列挙されているが、上記の規定が記載されていないため、行政書士法人の定款に記載できず、個人の行政書士としても扱える旨を説明する法規定も存在しないことになり、業務に支障が生じている。 具体的には、司法書士の多くのホームページでは、成年後見人は弁護士と司法書士の業務であって、行政書士は扱うことはできるが、行政書士業務としての法規定はどこにもないという説明がなされているのである。 よって、行政書士に成年後見業務を広く扱えるようにするため、行政書士法施行規則第12条の2にも、同内容の規定を設けるべきである。	個人	総務省	行政書士法人は、行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項(第2号を除く。に)に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、これらに準ずるものとして行政書士法施行規則第12条の2の各号に定める業務を行うことができるものとされております。	行政書士法施行規則第12条の2	現行制度 下で対応可能	行政書士に成年後見業務を広く扱えるようにするため、行政書士法施行規則第12条の2にも、司法書士法施行規則第31条にある内容の規程を設けるべきという規定については、現行制度においても、他士業等の独占業務に抵触しない範囲において、行政書士法施行規則第12条の2第4号に規定する「行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務として行うことが可能であると解されます。		
300912014	30年9月12日	30年10月11日	元年7月25日	地方公共団体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	地方公共団体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。 【提案理由】 ○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関(以下、指定金等)には担保提供義務が課されている。 ○取崩し支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額確保されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方公共団体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは過剰な規制だと考える。 ○2015年12月の総務省「地方公共団体の財務制度に関する研究会」報告書において、「担保提供義務のあり方について考えられる方策を整理したところであるが、見直しに関しては様々な意見があるところであり、見直しを行った場合の影響などを見極めた上で、具体的な見直しをすることが必要である」とされたものの、具体的な検討は進められていない。早期に見直しに向けた検討に着手していただきたい。	一般社団法人 全国 地方銀行 協会	総務省	地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないとされています。 また、地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	地方自治法施行令第168条の2第3項、地方公営企業法施行令第22条の3第2項	対応不可	現行制度においては指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公金管理の安全性を確実に担保する必要があるためです。 地方公共団体に対するアンケート調査においては「事務委託契約の損害賠償規定は担保提供が前提であるため、担保提供義務制度は必要である」などの理由により、8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していることや、調査後もこれを要するべき社会情勢の変化もないことから、現行制度を維持すべきであると考えています。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされる)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300912026	30年9月12日	30年10月11日	30年11月27日	働き方改革を支援する建物内外に設置する個室プールの法律規制の制定と統一について	働き方改革においてテレワークを推進することがもたらされているが、現実的に会社以外の場所(サテライトオフィス、在宅、喫茶店、図書館、公園など)においてセキュリティの観点、声を出してのコミュニケーション、情報を横から盗まれないような注意、サテライトオフィスにおける声を出すコミュニケーション(電話、テレビ会議)などを考え、実際それらを許容する場所ではあり、それを積極的に支援するための個室プールの導入がいくつかのメーカーから出ているが、建築基準法における建築物扱い可否? 消防法における防火対象物なのか? 居室としての扱いによる防火設備が必要かどうか? 居室として扱う場合のルールが不透明で、これらにより規制されている。現実的に一般の建築物扱いされ、防火対象物扱いされ、それらの規制と同等な規制が行われている。わずかに1平米の場所による防火プールの設置は適正とは思えず、設置場所の条件や避難などの安全性だけでその許可をすべきである。本来のスプリンクラー、自動火災報知器、音響設備が絶対必要であり居室として建築物扱いをすることは一般的には過剰な規制である。電話ボックス同様建築物扱いにはせず、避難などの障害にならない配慮、消火可能な住宅用スプリンクラー、外部警報音が聞こえる配慮などで設置を認め、日本におけるテレワーク推進を推進してほしい。もしこれが可能になれば日本において世界各国と並ぶテレワークに積極的になれると判断する。企業がこの個室プールであれば仕事をしたいというところになりその効果は格段に上がるはずである。当社はこの推進に各監督官庁と調整したが誰も決められずに判断がまっまちなっている。提案としては住宅用でも安全性の認められるスプリンクラー、外部警報音が聞こえて避難できること、避難経路を妨害するような場所に設置しないこと、テレビなどの危険性を配慮してあること、清潔な場所として管理すること、火気厳禁場所とするなど、換気や配電などなどの条件で設置可能にする。ぜひこの観点での特別な場所としての認可をして欲しい。	テレキユー コンシューマ	総務省 国土交通省	【総務省】 消防法第17条の規定により、建物の用途や規模等に応じて、消防用設備等を技術上の基準に従って設置する必要がある。スプリンクラー設備の設置が必要となる建物等においては、建物内で発生した火災を有効に消火することができるように、消防法施行令第12条等に基づいて、スプリンクラーヘッド(スプリンクラー設備を構成する機器のうち、建物の天井部分等に設置され、配管内を通って送られた水が放出する部分)などを設置することが求められています。また、自動火災報知設備や放送設備の設置が必要となる建物等においては、消防法施行規則第24条及び第25条の規定に基づいて、警報音が聞こえるように地区音響設備やスピーカーを設置する必要があります。さらに、消防法第8条の2の4の規定に基づいて、廊下、階段等には避難上支障となる物件が設置されないよう管理する必要があります。 【国土交通省】 ・建築基準法第2条第1号において、建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)等とされています。	【総務省】 消防法第17条、消防法施行令第12条、消防法施行規則第13条、第24条、第25条の2、消防法第8条の2の4 【国土交通省】 建築基準法第2条第1号	【総務省】 消防法施行令第12条に基づいて、スプリンクラー設備の設置が義務付けられた建物等の中にご提案の個室プールを置き、当該個室プール内で火災が発生した場合、建物内に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しても有効に個室内を消火することができず被害が拡大してしまうことが懸念されます。一方、ご提案の簡易な自動消火装置を設置することにより、当該個室内で発生する火災を確実に消火できることが確認されているなどの一定の要件を満たす場合には、当該個室内にはスプリンクラーヘッドが設置されなくても火災時に被害が拡大するおそれはないと考えられることから、当該個室方について検討し、11月2日付けで消防庁から全国の消防本部に対して必要な助言等を発信しました。なお、ご提案のように、個室プールにおいて自動火災報知設備や放送設備の警報音が聞こえて避難できること、個室プールには避難経路を妨害するような場所に設置しないこと等が確認できれば、左記の規定を満たしていると考えられることを申し添えます。 【国土交通省】 ボックス型のレンタルオフィスの建築基準法上の取扱いについては、建築基準法の指導権限を有する特定行政庁が、個別の事例に即して適切に判断していくべきものと考えます。			
300926001	30年9月26日	30年11月1日	30年11月27日	海外仕様のスマートフォンについて、日本の入国から90日以内のみ使用可能とする現行法令を改め、一定の技術基準(FCCやIC等)で無期限利用可能とする。もしくは、不法無線局として一切認めない。端末の持ち込みを認めるのであれば、期限を区切る理由がありません。あるいは、業務用無線局(周波数帯域を規定していないもの)とも認めず、(電波利用料を財源とし、電波法第71条の2の規定する登録周波数終了対策を実施する。)いずれにせよ、今のまま持ち込み実装放任では良くないで、厳格なルール決めを実施下さい。	個人	総務省	Wi-Fi(海外仕様のスマートフォンのWi-Fi部分を含む)は、本邦に入国する者(訪日観光客等)が自ら持ち込む無線設備として一時的に持ち込むニーズが高く、適合表示設備がない場合であっても、当該者の入国日から90日を経過するまでの間に限り、適合表示設備と見なすこととし、電波法第3項に定める規定は適用しない特例としています。 本特例は、海外から持ち込まれる無線設備が我が国の技術基準に完全に一致するものではないものもあり、恒久的な利用により我が国の電波利用環境への影響を与えるおそれがあることから、一定の期間に限っているのです。 地方、本特例により開設した無線局については、電波による障害が発生した場合、電波法第92条より、障害を除去するための必要措置を総務大臣が命ずることができ、また、電波法に適合しない無線設備の開設・運用は、不法無線局として電波法第110条第1号及び第2号の罰則が適用されます。	電波法第4条、第82条、第110条	対応不可	本提案事項については、海外から持ち込まれる無線設備が我が国の技術基準に完全に一致するものではないものもあり、恒久的な利用により我が国の電波利用環境への影響を与えるおそれがあることから、一定の技術基準で無期限に利用可能となる規定への見直しは適当ではありません。また、訪日観光客等の一時的に持ち込むWi-Fiのニーズが高く、この特例を廃止し、海外から持ち込まれる無線設備を不法無線局として一切認めないことも適当ではありません。			
300927010	30年9月27日	30年12月10日	元年7月25日	地方自治法第238条の4について	【具体的内容】 地方自治法第238条の4(行政財産の管理及び処分)の規定により、地方自治体が保有する財産(行政財産)は、第三者への売却が禁じられている。これにより、施設の長寿命化や維持管理費用削減を目的としたリース・バンク取引が現状出来ない。 地方自治体が「行政財産」の長寿命化や、維持管理費用のコスト削減、行政事業の内消化や高度化を目的とする場合に限り、当該財産の用途を変更することなく、第三者へ売却し、当該財産を賃貸できるように、行政財産の処分規制を緩和すること。 【提案理由】 ・公共施設の新設又は大規模改修について、「リース方式」を認めることにより、地方自治体の初期投資負担の軽減や費用の平準化を図ることができ、公共施設の新設又は大規模改修が促進される。	公益社団法人リース事業協会	総務省	地方自治法は、公有財産の範囲を定めた上で、これを行政財産と普通財産とに分類し、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいふ」、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(地方自治法第238条第4項)と規定しています。 また、行政財産は原則として、これを賃付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないと規定されています(地方自治法第238条の4第1項)。	地方自治法第238条の4	対応不可	行政財産の売り払いを禁止しているのは、行政執行の物的手段としての行政財産の公用を減少し、ひいては行政目的の達成がなくなるおそれがあるためです。したがって、リース・バンク取引を行政財産のまま行うことはできません。一方、普通財産の売り払いについては、地方自治法第238条の5の規定により可能です。これを踏まえ、普通地方公共団体の長において、対象となる財産が行政財産であるか普通財産であるかの判断も含め、財産の管理及び処分を適切に行う必要があります。		
300927017	30年9月27日	30年11月1日	30年12月18日	自動車税・軽自動車税の納税手続きの電子化・合理化について	【具体的内容】 自動車税・軽自動車税の納税手続きの電子化・合理化を進めること。 ①軽自動車税の納税確認の電子化 ②自動車税・軽自動車税の口座振替時期の早期化 ③自動車税・軽自動車税の納税証明の有効期限延長 ④自動車税・軽自動車税の証明書付書(「ゆうちょ専用納付書」)の普及 ⑤自動車税の一括納付サービス、電子媒体明細提供の普及 ⑥自動車税等の減免(課税免除)情報のWEB化 ⑦軽自動車税の納税期限統一 【提案理由】 上記①から⑦までの項目が実現されることにより、行政手続きの合理化が図られ、民間企業の事務負担が軽減される。	公益社団法人リース事業協会	総務省 国土交通省	①軽自動車税の納税確認の電子化は現状として対応しておりませんが、現在、実現に向けて検討しております。 ②自動車税の納付から納付確認までには、金融機関及び地方団体の事務処理の関係上、一定の日数を要するものと承知しております。 ③自動車税・軽自動車税の納税証明の有効期限については、法令に特段の定めがなく、総務省通達において標準的な様式として地方団体に提示しているのみであり、実務において、制度の趣旨を十分踏まえ、地方団体の判断により定められているものと告知しております。 ④自動車税・軽自動車税の納税通知書については、地方団体に異なるもの、納税機会の拡充を図るため、各金融機関とコンビニエンスストアなどを利用した様々な納付方法が提供されております。 ⑤軽自動車税は、個々の軽自動車等に対して課する物税であることから、原則として、賦課徴収に当たっては個別に納付を行うものですが、 ⑥自動車税等の減免については、地方税法に基づき、地方団体の条例の定めるところにより、減免が行われております。 ⑦軽自動車税の納期については、地方税法上、「四月中」と定められており、特別の事情がある場合においては、地方団体の条例により、これを異なる納期を定めることができるとされております。	①該当法令等なし ②該当法令等なし ③該当法令等なし ④該当法令等なし ⑤地方税法第442条の2 ⑥地方税法第162条等 ⑦地方税法第445条第2項	①検討済み ②◎③◎④◎⑤◎⑥◎⑦その他 ⑧対応不可	①軽自動車税の納付確認の電子化の実現に向けて、引き続き、関係者と検討を進めてまいります。 ②金融機関及び地方団体の事務処理の関係上、一定の日数を要するものと承知しております。 ③納税証明については、法令に特段の定めがなく、地方団体の判断により定められているものであり、その有効期限についても、様々な事情を考慮した上で、地方団体の判断により適切に設定すべきと考えます。 ④「ゆうちょ専用納付書」が具体的にどういったものかについては承知しておりませんが、納税機会の拡充については、地方団体において、必要に応じて検討するものと承知しております。 ⑤軽自動車税の一括納付の取組については、各市町村の判断により納税者のニーズに応える行政サービスの一環として行われるべきものと考えます。 ⑥減免(課税免除)情報のWEB化については、自動車税等の減免が地方団体の条例に基づき行われていることを踏まえ、地方団体の判断により必要に応じて検討すべきものと考えます。 ⑦特別な事情がある場合において、各市町村の判断により、適切に納期を設定すべきと考えます。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928013	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	ワンストップサービスのインフラを活用した民間事業者からの照会を契機とした情報連携基盤の構築	【提案の具体的内容】 引越しや死亡・相続に関するワンストップサービスのインフラを活用した。本人の事前同意を前提に民間事業者からの照会を契機とした民間における情報連携基盤を構築いただきたい。 【提案理由】 『デジタル・ガバメント実行計画』(2018年1月16日eガバメント関係会議決定)においても課題提起されているとおり、引越しの際、転居者が住所変更手続をとるべき相手方を網羅的に把握できず、手続漏れが生じる場合がある。また、死亡・相続に関して、遺族が死亡者の契約関係を網羅的に把握できず、契約相手方である民間事業者への連絡漏れが生じる場合がある。 ワンストップサービスのインフラを活用して、本人や遺族から生命保険会社への連絡漏れが生じた個人の転居や死亡の情報が、生命保険会社からの照会を契機として当該生命保険会社に網羅的に連携されれば、保険会社においても、より迅速かつ確実な死亡保険金の支払や住所変更の手続に繋がり、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 『規制改革実施計画』(2018年6月15日閣議決定)において、住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越したワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し結論を得ることとされているところであり、当該ワンストップサービスの枠組みにおいて、個人の手続を契機とした最新の住所情報等の連携を併せて、本人の事前同意を得たうえで民間事業者からの照会を契機とした情報連携基盤の構築についても検討いただきたい。	一般社団法人生命保険協会	内閣官房総務省法務局	住民基本台帳法第22条、第23条、第24条、第25条 戸籍法第86条	検討を予定	引越しや死亡・相続の際に必要な行政や民間の手続に係る国民の負担を軽減し、利便性を向上することを旨とし、ワンストップサービスを2019年度から順次開始できるように検討を進めています。 行政機関においては、住所や死亡に関する情報は住民基本台帳や戸籍を通じて連携が図られており、ワンストップサービスに伴い新たな情報連携基盤の構築は予定していません。また、住民基本台帳や戸籍について民間事業者を情報連携の対象に含めることは予定していません。			
300928014	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化	【提案の具体的内容】 ・固定資産税のうち償却資産に係る課税事務を簡素化していただきたい。 【提案理由】 ・固定資産税のうち償却資産の課税事務においては、家屋と償却資産の区分を明確にしていたが、法人税法上の取扱い(減価償却資産の定義や償却計算の方法)と引越した結果異なっている状況。 ・現在も課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税(における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化を要望させて頂く。 ・昨年度の規制改革要望に対して「その他」と回答を頂いているが、納税者の負担軽減につながるような制度改善に向けて、前向きなご検討をお願いしたい。	一般社団法人生命保険協会	総務省	減価償却資産の定義(法人税法では、無形減価償却資産や自動車税等の課税客体である自動車等は減価償却可能だが、固定資産税では課税客体外)や、減価償却の計算方法(法人税法では一部例外を除き定率法・定額法の選択制、固定資産税では旧定率法のみ)等、法人税法上の取扱いとの相違があります。	その他	固定資産税の評価における減価は、課税にあたって賦課日時点の資産の適正な時価(を減価償却制度という枠組みを用いつつ算定するものであります。一方、期間収益に対応し、償却資産の取得価額を複数年にわたって費用化するために)を行う法人税における減価償却とは、そもそもその制度の趣旨が異なるため、現在、課税標準の計算方法を法人税等と一致させることは検討しておりません。 一方で、納税者の便宜や課税の公平を確保することには、常に留意すべきであり、納税者の負担軽減につながるような制度改善(特に申告期限を法人税とあわせる、電子納税を可能にする等)について、検討・研究を続けてまいります。			
300928015	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	事業所税(資産割)の課税事務簡素化	【提案の具体的内容】 ・事業所税(資産割)の課税事務を簡素化していただきたい。 【提案理由】 ・事業所税(資産割)については申告を要しますが、特殊関係者が存在する場合には、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行う必要があるため、特殊関係者の有無について確認を行うことから、関係会社、事業所が多数存在する企業においては大きな事務負担となっている。 これを改善するため、例えば、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行う規程の廃止等、課税事務の簡素化を要望したい。 また、課税標準となる事業所床面積の算定においては、共有部分の面積を専用部分の面積に応じて区分することが求められることから、課税標準の計算における事務負担が大きい状況にあり、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等の課税事務簡素化を要望させて頂く。	一般社団法人生命保険協会	総務省	1. 特殊関係者の免税点判定 事業所税では、特殊関係者を有する者の事業所が特殊関係者と同一家屋内にあるなどの特別な事情があるときは、特殊関係者の行う事業は両者の共同事業とみなされ、その場合、特殊関係を有する各社の免税点判定においては、当該共同事業をその者が単独で行うものとみなされます。 2. 共有部分の床面積の按分 事業所税における資産割の課税標準である事業所床面積(事業所用家屋の延べ面積)は、法令において事業所用家屋である家屋に専ら事業所等の用に供する部分(事業所部分)に係る共用の用に供する部分(共用部分)がある場合には、この事業所部分の延べ面積のほか、その各共用部分の延べ面積に、当該事業所部分の延べ面積の当該家屋の共用部分以外の部分で当該各共用部分にかかるもの延べ面積に対する割合を乗じて得た面積をも、事業所床面積に含めることとされています。	対応不可	1. 特殊関係者の免税点判定 みなし共同事業の場合、特殊関係者の事業にかかる事業所床面積及び従業者給与総額を合算して免税点の判定を行うこととなりますが、これは租税回避行為の防止等の観点から設けられたものであり、これを廃止することは事業所税の負担の均衡を図る観点から適当ではないと考えております。 2. 共有部分の床面積の按分 事業所税は、事業所の集中立地に伴って増加する都市環境の整備のための財政需要に対応するため、事業所が都市の行政サービスの受益範囲に着目し、税負担を求め目的税です。課税標準である事業所用家屋には、専用部分のほか共用部分についても事業を行うにあたって必要不可欠なものであるため、事業所床面積の算定に加味することとしているものです。専用部分のみを課税標準とすることは、課税の公平性や応負担の観点から適当ではないと考えています。			
300928016	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一および電子化の早期実現	【提案の具体的内容】 ・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームを統一いただきたい。また、全自治体における電子化を早期に進めていただきたい。 【提案理由】 ・各自治体から送られる固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、それぞれ書式・フォームが異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められており、各自治体の裁量により、変更されている。 ・民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送られる固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送られる納税通知書・課税明細書の書式・フォームが統一されていないため、内容の経緯とシステム上の情報の異なる手間と時間を費やし、特に、全国に大数の不動産資産を保有する民間事業者の負担が大きい。 ・総務省において、共通電子納税システムの次なる課題として、納税通知書や課税明細書が全国統一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みの構築について検討が進められると、方向性が示されるが、実現されるまでには相当の時間を要すると考えられる。 そこで、電子化の早期実現及び、電子化による行政手続の簡素化を図る観点から、電子化推進のみならず書式・様式の共通化を進めるべきとの方向性が示されている。総務省の「行政手続コスト削減のための基本計画」においては、「電子納税の推進」が主な取組みとして掲げられているが、要綱に納税先の地方自治体全てが電子納税に対応するには時間がかかることも想定されることから、民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、電子化とともに、先行して固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一もしていただきたい。	一般社団法人生命保険協会	総務省	納税通知書は、記載すべき事項(課税の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額等)については、地方税法に規定されている(第1条第1項第6号)ところですが、様式(書式・フォーム)については、法令に規定しているものではありません。 また、課税明細書については、記載すべき事項(土地の場合、所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格、家屋の場合、所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格。)については地方税法に規定され(第304条第3項)、地方税法施行規則にその様式は規定されています(第25号の2様式)が、この様式は、市町村の必要に応じ、適宜修正することができることとされています。	検討を予定	複数の地方団体に納税義務を有する法人にとっての実質的な解決策としては、納税通知書や課税明細書が全国統一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することが有益と考えられるため、地方自治体及び事業者における実態の把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、検討を進めます。			

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928017	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一および電子化の早期実現	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームを統一いただきたい。また、全自治体における電子化を早期に進めていただきたい。</li> <li>【提案理由】</li> <li>各自治体から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、それぞれ書式・フォームが異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている)。</li> <li>民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多量な手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負担は大きい。</li> <li>2016年度から正本の電子的通知が可能となっているが、全自治体で対応していたくない限り効率化は見込めず、総務省において、正本の電子的送付に対応していない地方団体に対して積極的かつ早急な取組みを求めているが、実現されるまでには相当の時間を要すると考えられる。</li> <li>そこで、電子化のみならず、住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一を要望する。</li> <li>要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。</li> <li>なお、「未来投資戦略2017」においては、行政手続の簡素化に関して、「諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化する」とされており、電子化推進のみならず書式・様式の共通化を進めるべきとの方向性が示されている。総務省の「行政手続コスト削減のための基本計画」においては、「電子納税の推進」が主な取組みとして掲げられているが、実際に納税先の地方自治体全てが電子納税に対応するには時間がかかることも想定されることから、民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、電子化のみならず、並行して住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一もしていただきたい。</li> </ul>	一般社団法人 生命保険協会	総務省	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeLTAX(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところです。	地方税法第321条の4第8項	現行制度下で対応可能	特別徴収義務者用については、eLTAXシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっている。このため、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本通知について積極的かつ早急な取組みを求めています。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要				
300928025	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	民間事業者による行政情報の有効な活用を推進するための基盤の構築	<p>【提案の具体的内容】                      ・行政が保有する顧客の住所等の情報について、本人の事前同意を前提に民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民の情報連携基盤を構築いただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・現在、官民が保有する情報の連携基盤がないため、情報の有効活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。                      ・番号法では、激甚災害時に生命保険会社が個人番号を利用できるとされているが、自社内で顧客検索のキーとして用いることのみであり、行政機関の保有する安否情報や避難先等の確認への利用はできない。                      ・夏日本震災以降し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求動員に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して行政機関が被災した被災者等に関する安否情報や避難先等の情報を提供できることが明確になれば、被災者に対するより迅速・確実な保障の提供が可能となる。                      ・また、現行の番号法では利用範囲が社会保険等に限定されているが、公的社会保険を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用できれば、より迅速・確実な保険金支払等に繋がる。例えば、生死情報や住所情報の利用により、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きをより迅速かつ確実に実施できれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。                      ・なお、公的個人認証サービスを活用する場合、生死情報や住所情報に係る異動の端緒は把握できるもの、変更内容に係る行政機関への別途の照会や、顧客によるマイナンバーカードの定期的な更新等を要する点で留意が必要である。                      ・一般消費者の意識調査(2016年11月生命保険協会実施)では、生命保険における番号制度の利活用の実現を望む声が9割を超えており、本要望の実現により、国民の期待に応えられる。                      ・また、現行の番号制度は、個人番号の利用について本人の自己決定を認めていないが、官民データ活用推進基本法第12条においても、「多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずる」とされており、本人の事前同意を前提として番号制度の活用範囲を拡大することは、官民データ活用推進基本法の趣旨に合うものと考ええる。</p>	一般社団法人 法人生命 保険協会	内閣府 総務省	住居は、住民基本台帳において、住民票の記載事項とされています。住民基本台帳に登録されている住所情報を含めた個人情報を入力するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。	住民基本台帳法第11条から第12条の3まで	対応不可	「行政が保有する顧客の住所等の情報」が何を指すのが明確ではありませんが、民間企業等が、住民基本台帳から住所等の情報を入力する場合は、住民基本台帳法第11条の2に基づく個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は同法第12条の3に基づく本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付にすべきものです。				
300928029	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	行政機関からの照会に係る事務手続きの電子化	<p>【提案の具体的内容】                      ・行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続きを電子化いただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続きの電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考ええる。                      ・具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続きが電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続きの迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。                      ・官民データ活用推進基本法においては、行政手続きのオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムとの連携を図るための基盤の整備(同法第5条)が定められるなど、今後、政府一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続きを電子化することは、政府の方針にも合うものと考ええる。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(2018年1月16日「ガバメント関係会議決定」)において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)については、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務も移行していくこととされているところ、保険会社への契約内容照会についても同様の対応を行っていただきたい。</p>	一般社団法人 法人生命 保険協会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。	【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。	【財務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)	【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条	【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面で行われています。	【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。 具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえて、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめます。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300928115	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	マイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報)へのアクセス	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 民間にマイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報)へのアクセスが認められていない。</p> <p>【具体的要望内容】 預金者の住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報へのアクセスを(預金が解約されるまで継続的に)許容。</p> <p>【要望理由】 FATF(国際資金洗浄対策)を前に、マロン・テロ資金対策の強化(具体的には、金融庁ガイドラインによる継続的な顧客管理が求められる)が求められる中、本邦金融機関では宛先不明で郵便物が返却される(=住所・氏名が不明)口座が相当数ある状況。欧米など海外では、このような住所不明の口座は、不審な口座として解約や取引停止が行われており、本邦でも今後同様の対応を行う必要があるもの。しるかに、本邦では預金規程等では変更届が求められているものの、実際には住所・氏名の変更届やマイナンバーの届出が行われないケースも多く、これを補完する(顧客(国民)利便性の)観点、また適切なマロン・テロ資金対策のための口座管理を金融機関が行う観点から、上記を要望するもの。</p>	都銀懇話会	内閣府 金融庁 総務省	<p>マイナンバー制度導入の際に、金融機関等からの要望に応じて公的個人認証の民間事業者への開放を行っており、これにより、金融機関は犯罪収益移転防止法で定める本人確認に必要な住所、氏名、生年月日の確実な情報を電子的に取得できることとされています。金融庁においては継続的な顧客管理のため、公的個人認証の活用を、金融機関等へ周知しております。</p> <p>また、預金取扱金融機関については、マイナンバー法その他の法律により、個人番号関係事務実施者として、預金者に対してマイナンバーの提供を求めることができますこととなっています。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第18条	その他		
300928129	30年9月28日	30年11月1日	元年7月25日	地方税の電子納付等効率化の推進	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 地方税等は原則として納税書等の文書により収納することとなり、納税者、地方公共団体、金融機関も含めそれぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として非効率。</p> <p>【具体的要望内容】 1. 地方税共通納税システムの賦課税拡大。 2. マイナポータル公金決済サービス利用拡大に向けた支援。 3. 利便性の高い電子行政サービスの実現に向けた一層の推進(各地方公共団体に対する財政支援等)。</p> <p>【要望理由】 1. 平成31年10月から、地方法人二税等、事業所税、個人住民税(特別徴収)の電子納税を可能とする地方税共通納税システム導入が予定されている。これら税目に加え、地方税の課税件数の9割以上を占める賦課税目を対象とすることによって、納税者を含む関係者それぞれの利便性向上や効率化効果は大きく拡大することから、早期の税目拡大に向けて検討を進めて頂きたい。 2. マイナポータルの公金決済サービスについて、システムの準備は既に完了している一方、実際に利用可能としている地方公共団体はまだ存在しない。個人による納付の効率化の観点から、マイナポータルの公金決済サービス上であらゆる税・公金の納付が可能となるよう、全国すべての地方公共団体に対し財政面も含めた幅広い支援をお願いしたい。 3. 上記をはじめとした利便性の高い電子行政サービスの実現を目指す前向きな取組みについては、各地方公共団体の財源確保がネックになり進まないケースがある想定。口座振替やページー、コンビニといった既存の納付方法の普及のほか、例えば、バーコードやQRコード等を活用した新たな納付方法の検討・導入について、各地方公共団体に対する幅広い財政支援はこれら取組を後押しする意味で極めて有効。</p>	都銀懇話会	総務省	地方税法	検討に着手	<p>賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の実務・コストメリットの精査が必要である。また、賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方公共団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られている。</p> <p>以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。</p>		◎
300928156	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	消防法の規制緩和について	<p>現在、サービスステーションの過疎化が社会問題になっている。弊社はサービスステーションとコンビニエンスストアの複合店を展開している。課題としてとらえているのが地中タンク設置と距離距離が道路から6m離して計量機を設置となっているところであり、それにより設置位置の制限がかかり、かつ、安全上の防火壁も必要となる。サービスステーション過疎化の改善策としてコンビニエンスストアに1基設置したいと検討したいものの、膨大な費用がかかり投資対効果が合わない状態である。これが規制緩和されることで、サービスステーション過疎化の改善策の一環として社会貢献が可能となるものと考えます。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	<p>消防法令上、給油取扱所(サービスステーション)においては、危険物の漏えいや火災による周囲への影響を防止するため、ガソリン等のタンクを原則として地盤下に埋設するとともに、その周囲(自動車の出入りする側を除く。)に耐火構造又は不燃材料で造った高さメートル以上の壁又は壁を設けることとされています。</p> <p>なお、タンクについて、都市計画法上の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に容量600リットル以下の簡易タンクを設けることができるとされており、コンビニエンスストアの複合店に設置することも可能です。</p> <p>また、固定給油設備(計量機)の設置位置については、給油時に自動車が路上にはみ出ることがないよう、給油ホースの長さ、車幅等を勘案し、道路境界線から一定の間隔(給油ホースの長さ+1m以上)を確保することとされています。</p> <p>例えば、給油ホースの長さが3mの場合には、固定給油設備と敷地境界線の間隔は4m以上であればよく、ご提案に記載の6mより短くすることも可能です。</p>	危険物の規制に関する政令第17条	検討を予定	<p>エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)を踏まえ、過疎地域等の給油取扱所等における安全対策のあり方について、安全確保を前提としつつ、検討を行うこととしています(平成31年度から検討に着手する予定)。</p> <p>今回のご提案についても、併せて検討してまいります。</p>	△

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928218	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	業務用電子レンジ出力上限の規制緩和について	コンビニエンスストアでは、精算時間短縮等の利便性向上を継続して検討している。特に、より短時間で商品を温めて提供することにおいて現在の業務用電子レンジの出力(1500Wや1900W)の制限が壁になっている。量の多い商品や冷蔵商品は加熱に時間がかかり、商品設計(中身や容器)を工夫し続けているが根本的な短縮には電子レンジの出力規制が大きく影響する。働く女性増加を背景にした長時間労働(従業員の高力化と言った効果も期待されるため、安全性を考慮した上で現状以上の出力設定が可能な業務用加熱機器の開発が待たれている現状をご理解いただき、規制緩和となるような措置についてご検討をいただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省 経済産業省	【総務省】 電波の安全性については、電波防護指針において、電波利用において人体が電磁界にさらされる場合、その電磁界が人体に不要な作用を及ぼさない安全な状況であるために推奨される電磁界等の指針値等が示されていますが、電子レンジの出力の制限は示されていません。 また、電子レンジの設置については電波法第100条が適用され、設置しようとする者が当該設備につき総務大臣に申請し、総務大臣が許可申請の技術基準への適合等を認めるときは許可することとなっています。電子レンジの場合、それからの電界強度等の値は無線設備規則第65条に規定された許容値を満たす必要がありますが、出力に関する許容値は規定されていません。 【経済産業省】 電気用品安全法では、電気用品の製造・輸入事業者に、事業開始日から30日以内に事業者名や工場の名称・所在地などについて届出を義務付けており(法3条)、この届出に係る電気用品を製造・輸入する場合、省令で定める技術基準に適合しなければなりません(法8条) 技術基準省令は性能規格化されており、具体的な基準値・試験方法については、例示基準である商務流通審議官通達「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第3号)」により定められており、電子レンジについては、この技術基準解釈通達の別表第A2.(95)で規定されています。	電波法令及び電波防護指針 電気用品安全法第8条	【総務省】 現行制度下においても、電波防護指針及び無線設備規則第65条で規定されている基準値等を満たせば、電子レンジの出力を現状以上の出力設定にすることが可能です。 【経済産業省】 電気用品安全法の技術基準解釈通達の別表第A2.(95)T項には、電子レンジの出力に関する基準値は規定されていません。 なお、この別表第A2.(95)T項では、漏えい電波の電力密度がとびらを開いた状態であっても5mW/cm <sup>2</sup> 以下であることを求めています。一般社団法人日本電機工業会によれば、1900Wの業務用電子レンジのメーカーでは、この基準値を大きく下回る値で管理しており、業務用電子レンジの出力は電安法の基準値により制限されるものではないとのことです。			
300928224	30年9月28日	31年1月22日	31年2月28日	自治体間における対応相違の統一について	都道府県又は市区町村により行政対応が異なる。人手不足又は電子手続きによる事務効率化が図られる中、各行政機関による対応を統一し、行政と企業の連携を強化したい。 1. 特別徴収税額決定通知書のサイズとフォーマム (1)会社用 ①電子化への統一 ②紙の場合、書式の統一 (2)交付用 ①電子化 マイナンバーによるWeb参照等 ②書式やフォーマムの統一 2. eLTAX (1)一部市区町村にて市区町村コードを変換して送付しなければならない地域がある。データでいただいた情報をそのまま使用できず、せつかの電子化に手運用を残す結果となっている。【例】名古屋市・横浜市・札幌市等 (2)eLTAXの指定フォーマムにて送信するが、一部市区町村にて対応が図られていないところがあり、受給者番号の桁数が落ちる又は文字化けしていることがある。 3. 住民税の課税地 給与支払報告書は1月1日現在の居住地へ送付すれば良いこととなっているが、住民登録地と異なる場合、企業へ住民登録地の確認照会がかかる。良いところは、住民登録地へ回送するよう返送されてくる。地方税法では居住地で課税することができているが、市区町村によって対応が異なるため照会が130件程入る。 4. 照会フォーマム 市区町村により書式が異なる。資金台帳のコピーを添付することで可とするところから、資金明細全てを手書きにて要求するところまである。資金台帳であれば会社の証明印は不要と思われるが、9割以上会社印を求めている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	1. 特別徴収税額決定通知書のサイズとフォーマム 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税製造電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeLTAX(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところ。 2. eLTAX 今回報告いただいた事象については、詳細を把握していないところ。 3. 住民税の課税地 地方税法では、市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が、当該市町村内に住所を有する場合には、その者を当該住民基本台帳に登録されている者とみなして、その者に市町村住民税を課することができるとされています。 この場合、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に登録されていると知ったときは、その旨を現に記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に通知しなければならぬとされています。 4. 照会フォーマム 地方税の滞納処分に関する給与等の支払状況の照会を用いる様式は、法令等で定められておらず、各地方団体がそれぞれ定めています。	地方税法第321条の4第8項 地方税法第294条第3項 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)	現行制度下で対応可能 【4について】 対応	1. 特別徴収税額決定通知書のサイズとフォーマム 特別徴収義務者用については、eLTAXシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっている。このため、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本通知について積極的かつ早急な取組みを求めています。 2. eLTAX 今回報告いただいた事象について、発生した原因の解明を図りつつ、必要に応じて地方団体に周知してまいります。 3. 住民税の課税地 地本団体間での給与支払報告書や左記通知の適切な回送が行われるよう、必要に応じて地方団体に周知してまいります。 4. 照会フォーマム 給与等の支払状況の照会を用いる様式については、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、平成31年1月に全国地方税務協議会において統一様式がとりまとめられたところです。同月、総務省からも、各地方団体に対して、当該統一様式の使用を要請しています。		
300929016	30年9月29日	30年11月1日	30年12月18日	自動車取得税における課税標準基準の電子的提供についての要望	自動車取得税における課税標準基準は、新規新車の登録時若しくは、自動車の改造時等に確定し、その自動車に変更が加えられなければ、その後の取引の際にも引き継がれます。 また、この額は、自動車取得税が廃止となっても、その後導入される予定の環境性能割課税額の算出にも引き継がれることとされています。 現在、この額が車種や付属品により微妙に異なることから、自動車販売・登録に先立って(県税事務所(自動車税事務所)に照会を余儀なくされています。 しかしながら、照会は、以前に登録を受けた県の職員にFAX等であられ、県は当時の課税台帳等からその情報を得なければならず、対応に時間がかかることに加え、開庁時間の制限もあり、申請者にとっても行政側にとっても大きな負担となっております。 一方、こうした煩雑さを回避するために、概算と称して本来より高額な自動車取得税を預かる事業者もあり、納税者の権利は必ずしも守られておりません。 そこで、こうした問題を解決する方法として、自動車登録番号・車台番号等による識別に基づいてこの金額を電子的に提供されることを希望します。 無論個人情報保護等には充分ご配慮され、一定の制限の下での情報提供とされることに加えて、有料という選択肢が設けられることにも理解致します。 自動車保有続きのワンストップサービス(OSS)のシステム改修にあつては、ぜひともそうした現場の声を反映させ、申請者の負担軽減と正確な情報が可視化できる仕組みを構築され、もって効率的な行政運営と国民の権利の擁護に寄与できるように配慮願うべく切に要望いたします。	P-R-O 総務省 国土交通省 行政書士法人	自動車取得税の課税標準となる取得価額については、制度の趣旨を踏まえ、上で、個車ごとにグレードや自動車の付属物の取り付け状況等を踏まえ、地方団体において個別に判定しております。	地方税法第118条	対応不可	自動車取得税の課税標準となる取得価額については、地方団体において、個車ごとの状況を踏まえることにより判定していることから、自動車登録番号・車台番号等による識別に基づいた一律の自動車取得税額を電子的に提供することはできないものと考えます。			

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300930008	30年9月30日	30年11月1日	30年12月18日	自動車取得税の多重課税を解消するための規制の緩和(要望)	自動車取得税は、自動車の新規登録もしくは所有権移転登録時に(一定の条件で免税となる自動車を除き)自動車の所有者に課税されています。自動車流通過程においては、道路運送車両法第39条に定める譲渡証明書の交付をもって所有権の譲渡が為されると見做され、転々と譲渡することに移転登録が義務付けられております。しかしながら、当該自動車における中間の所有者は、瞬間的に自動車を所有するものの自動車の保有を目的とした取得者ではありません。また、自動車の登録においては、所有者の住所氏名等の変更に係る登録の省略は認められていないものの、移転登録の省略は認められておらず、都道府県によっては、「検査証不要」として為される登録であっても、その都度自動車取得税が課税されております。一方、自動車保有手続きのワンストップサービス(OSS)においては、こうしたローカルルールが存在するためか移転⇒移転登録や移転⇒抹消登録が手続きの対象外とされております。不動産登記においては、不動産取得税の二重課税を解消すべく第三者のためにする登記が登記原因として認められました。また、その後の規制改革において、中間登記の省略も認められており、不動産取得税に加えて登記手数料までもが免除されます。自動車登録の場面においても少なくともどちらかの規制が緩和されることを希望します。なお、平成31年に予定されている消費税率引き上げに伴う自動車取得税の廃止によってこの問題が消滅する可能性は小さく、その後継とされる(仮)環境性能割制制においても同様の課題が存続すると見込まれます。	P-R・O行政書士法人	総務省 国土交通省	【総務省】 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の主たる positioning 所在地の都道府県において、当該自動車の取得者に課されることとされ、自動車取得税における自動車の取得とは、自動車の所有権の取得をいものとされています。 【国土交通省】 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、同法第13条の規定による移転登録を受けなければならないとされています。	【総務省】 地方税法第113条 【国土交通省】 道路運送車両法第13条	【総務省】 事実確認 【国土交通省】 現行制度下で対応可能	【総務省】 登録制度に基づき、新規登録、又は、移転登録された自動車について、運行の用に供するために、当該自動車の所有権を取得した場合においては、自動車取得税の課税対象となりますが、自動車販売業者の販売のための取得等については、課税客体に含めないこととされています。 【国土交通省】 自動車の登録制度においても、A、B、Cの三者が取引関係者として存在する場合であって、A、B間の売買契約書の特約に「第三者のためにする契約」が盛り込まれている場合やCに間において「買主の地位の譲渡」の契約が締結されている場合など、AからCに所有権が直接移転している場合には、AからCへの移転登録を行うことができず。 なお、上記の場合であっても、AからB、BからCに所有権が移転していると認められる場合に、AからCへの移転登録を行うことは、権利の得喪及び変更の過程・態様が正確に登録に反映されるべきことを求める自動車登録制度の趣旨に反するものであることから、不動産登記の場合と同様、これを認めることはできません。		
301009002	30年10月9日	30年11月16日	30年12月18日	オンライン手続きにおける行政書士の取扱いについて	オンライン手続きにおける利便性の向上策の一つとして、「オンライン手続きの利便性向上に向けた改善方針(平成26年4月1日各府省情報化戦略推進責任者連絡会議決定)」において、各府省は、土業者が手続を代理する場合には、土業者が原本や添付書類を確認することにより、当該原本の提示や当該添付書類の提出を省略することを可能とすることを検討し、実施することとされている。しかし、国土交通省の宅地建物取引業申請、建設業申請、自動車登録申請、法務省の備化申請、在留許可申請など、行政書士の代表的な業務に関して、全く検討がされていない。特に、法務省においては、司法書士に対して登記関連の緩和措置を講じる検討のみが進められているが、上述の行政書士関連は全く検討されていないのである。この原因は、法務省が司法書士を所管しているのに対して、行政書士を所管しているのが総務省であることから、いわば身内ではないの、行政書士法に関する理解が十分でないためと考えられる。そこで、少なくとも上記手続きに関しては、行政書士に関して検討を進めるべきである。あわせて、総務省においては、行政手続きの国家資格者である行政書士に依頼する権利が国民にあることを、各府庁に通知し、各府庁における行政書士に対する理解を深めることで、オンライン手続きにおける行政書士制度の推進を図って頂きたい。	個人	警察庁 総務省 法務省 国土交通省	【法務省】 <簡易化関係> (簡易化関係) 申請者の簡化意思を直接確認する必要があることから、「簡化申請は申請しようとする者が自ら法務局又は地方法務局に出頭し、書面によつてしなければならない」と規定されており、任意代理による申請は認められません。 <(出入国管理及び難民認定法関係)> 所属する行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出る行政書士は、外国人本人に代わり申請を取り次ぐことができ、外国人本人が自ら出頭し申請を行うことを要しません。 【国土交通省】 <建設業申請> 建設業法第5条において一般建設業の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあっては国土交通大臣に、一つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に許可申請書を提出しなければならない。また、建設業許可については現時点で申請の電子化がなされていない。 <宅地建物取引業申請> 宅地建物取引業法第4条において、宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、免許申請書を提出しなければならないとされています。また、宅建業免許については現在、申請の電子化がなされておられません。 <自動車登録申請> 自動車登録申請におけるオンライン手続きである自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)では、自動車の登録手続、保管場所証明手続、自動車登録税に係る手続を一括して電子申請することが可能となっており、OSSで申請する場合には、原則、書面での原本の提示又は添付書類の提出は必要としておりません。 なお、一部手続の添付書類については電子化されていないことから、書面での提出が必要となっております。	国籍法施行規則第2条第2項 出入国管理及び難民認定法第7条の2、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第61条の9の3 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、第20条、第21条、第22条、第24条、第59条の6 <建設業申請> 建設業法第5条 建設業法施行規則第2条 <宅地建物取引業申請> 建設業法第4条 宅地建物取引業法施行規則第1条、第1条の2 <自動車登録申請> 該当法令無し	【法務省】 (簡易化関係) 任意代理による申請は認められておらず、任意代理による申請の際に添付書類を省略するという御提案に対応することはできません。 (出入国管理及び難民認定法関係) 平成30年度からオンライン申請手続の一部を開始することとしており、当該開始に向けた具体的な制度設計やオンラインシステムの詳細の検討等、所要の準備を進めています。 オンライン申請の主体となる在留外国人の所属機関については、外国人雇用状況届出等を履行しているなど、一定の要件を満たす機関に利用を認めることを想定していますが、行政書士等の方々から申請取次制度の下で果たされてきた役割をも踏まえながら、オンライン申請手続における申請取次制度との関係をを含め、具体的な要件について現在検討しています。 【国土交通省】 <建設業申請> 建設業許可については現時点で申請の電子化がなされていないため、ご指摘のオンライン申請における土業者による原本や添付書類の確認手続については今後の検討課題と認識しております。 <自動車登録申請> <一部検討を予定) >	【法務省】 (簡易化関係) 簡化申請は、任意代理による申請は認められておらず、任意代理による申請の際に添付書類を省略するという御提案に対応することはできません。 (出入国管理及び難民認定法関係) 平成30年度からオンライン申請手続の一部を開始することとしており、当該開始に向けた具体的な制度設計やオンラインシステムの詳細の検討等、所要の準備を進めています。 オンライン申請の主体となる在留外国人の所属機関については、外国人雇用状況届出等を履行しているなど、一定の要件を満たす機関に利用を認めることを想定していますが、行政書士等の方々から申請取次制度の下で果たされてきた役割をも踏まえながら、オンライン申請手続における申請取次制度との関係をを含め、具体的な要件について現在検討しています。 【国土交通省】 <建設業申請> 建設業許可については現時点で申請の電子化がなされていないため、ご指摘のオンライン申請における土業者による原本や添付書類の確認手続については今後の検討課題と認識しております。 <宅地建物取引業申請> 宅建業免許については現在、申請の電子化がなされていないため、ご指摘のオンライン申請における土業者による原本や添付書類の確認手続については今後の検討課題と認識しております。 <自動車登録申請> OSSで申請する場合、原則、添付書類を電子化しオンラインで送付頂くことで、書面での原本の提示又は添付書類の提出は不要となります。 なお、電子化されていない添付書類については、今後、添付書類の電子化に向け、その可能性について検討を行ってまいります。		
301201002	30年12月1日	31年1月22日	31年2月28日	電波オークションについて	電波オークションの実施を求めます。電波オークションを導入する国はOECD内で90%程度で世界的に当たり前です。電波使用料も他国に比べてケタが一つ違う安さです。電波オークションを導入し正しい競争原理を働かせてください。	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。 なお、電波利用料制度は、不法電波の監視など電波の適正な利用の確保のために必要な共益費用を、受益者である無線局の免許人の方々全体で負担いただく制度であり、料額は、必要な歳出額を、無線局の設置場所や出力等を勘案して配分することで算定しています。	電波法第4条	その他	電波有効利用成長戦略懇話会報告書(平成30年8月取りまとめ公表)では、申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定するオークション制度については、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があるとされています。	◎	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301202003	30年12月2日	31年1月22日	元年7月25日	名刺への司法書士・行政書士資格の記載について	<p>法務省と総務省の回答によれば、一般企業に司法書士又は行政書士が勤務するところは、一定の条件を満たせば、差支えないことである。</p> <p>ところが、弁護士法人や一般企業(以下、「企業等」という。))に勤務した場合、名刺に資格名(司法書士や行政書士)を記載することが許されていない。たとえば、一般建築士や測量士、電気主任技術者、ファイナンシャルプランナー、自動車整備士、宅建士、社労士などは、いずれも名刺に資格の記載が許されている。しかし、司法書士や行政書士は、各資格者事務所または資格者法人にしか、「資格者として」雇用されることが許されていないため、記載できないのである。</p> <p>特に、国交省に登録している建設コンサルタント会社においては、許認可の更新手続きや入札手続きのほか、外国人雇用や、開業許可などに関連して行政との接点が多いことから、行政書士資格を雇用し、担当職とするケースが多くなる。しかし、あくまで個人の行政書士事務所として行われてはいるので、名刺への掲載が制限される弊害が生じている。</p> <p>弁護士法人においても、パブリックとして司法書士を雇うケースが多く見られるが、名刺に司法書士と記載するには、「司法書士法務大印事務所」などと、個人の表紙を掲げる義務など、様々な資格登録に関する制約により、名刺への記載が制限されている。</p> <p>一方、企業等においては、人材の能力を示して対行政や取引先に対して、名刺に記載したいとのニーズがある。</p> <p>そこで、社会保険労務士などに認められているように、行政書士や司法書士にも、名刺に「司法書士有資格者」といった資格の表示を認めるべきである。もし、これらの記載が難しい場合は、企業等の名刺において、「司法書士試験合格者」「行政書士試験合格者」といった記載を認めるべきである。</p>	個人	総務省 法務省	<p>【総務省】 行政書士法第1条の4において、行政書士は他の行政書士又は行政書士法人の使用人として業務に従事することが可能である旨規定されている。また、行政書士の名刺の表記については、行政書士法等には特に規定されていない。</p> <p>【法務省】 司法書士には、事務所設置義務(司法書士法(以下「法」といいます。))第20条)、依頼に応ずる義務(法第21条)が課せられています。また、司法書士でない者は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いることはできません(司法書士法第73条第3項)。</p>	行政書士法第1条の4 司法書士法第20条第21条、第73条第3項	【総務省】 事実承認 【法務省】 対応不可	<p>【総務省】 行政書士法第1条の4の規定は、行政書士が行政書士又は行政書士法人の使用人として業務を行うことを認めたものであり、これは、行政書士間のネットワーク化・業務の分担を積極的に認めることにより、より高度なサービスの提供及び利用者の利便の向上を図る趣旨によるものです。</p> <p>このため、行政書士の資格をもたない株式会社代表取締役等が、行政書士を雇って業務を行うことはできません。したがって、名刺の記載の可否やその記載内容については、特段の規定はありませんが、上記を踏まえ、適切に判断すべきものと認識しています。</p> <p>【法務省】 司法書士が企業に雇用された場合に、当該企業において司法書士として活動する際には、事務所設置義務(司法書士法第20条)や依頼に応ずる義務(同法第21条)などの司法書士に課される義務を履行することができるようにする必要があります。</p> <p>他方において、司法書士でない者(司法書士となる資格を有する者を含みます。))が司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いることは司法書士法第73条第3項に違反することとなります。このような規制は、国民の権利の保護に寄与することを目的とした司法書士法の趣旨に妥当するものであり、司法書士に登記の申請等を依頼する者に不測の損害を与えないためには、なお必要との見解です。</p>		
301211001	30年11月11日	31年1月22日	元年7月25日	本人の意思確認方法の明確化	<p>司法書士や行政書士(以下、司法書士等という。)に依頼をする場合、資格者が依頼者と面会して、身分証の提示をお願いし、本人確認をする。そして、委任内容の意思確認をしてから受任するのが、本来のあり方である。</p> <p>ところが、現実にはそのよう本人確認や意思確認は、ほとんど行われていない。たとえば、上場企業のM&amp;A会社に依頼して、A社がB社を買収する場合、B社の役員にA社の役員が就任する場合はほとんどである。このとき、M&amp;A会社に費用を支払い、M&amp;A会社から依頼を受けた司法書士が、登記の手続きをすることになる。</p> <p>ところが、この場合において、司法書士が役員個人に直接して、就任意意を確認することもなければ、A社の代表取締役から委任意思の確認をすることもない。もちろん、A社から直接依頼をもらうことにはない。</p> <p>このように、本人確認や、役員就任の意思確認などは、書面のみで行い、面倒な面会は省略されているのが実態である。</p> <p>今後、オンラインで行政手続きが推進されるとなれば、依頼者の意思確認と本人確認をどのようにするのか、明確にする必要がある。</p> <p>インターネットで顧客を集めて、遠く遠方の顧客から委任状などの書面のみで受任することは、はたして適切であるのかということである。</p> <p>薬剤師の場合は、テレビ電話で話す方法など、通信手段が検討されてきたが、司法書士等については、全く検討がなされていない。</p> <p>そこで、司法書士等においては、オンラインによる安全な業務遂行を推進するため、薬剤師におけるテレビ電話方式のほか、金融商品販売法第3条の説明義務を参考にして、依頼者に対して本人確認と、委任意思確認の方法の明確化を図るべきである。</p>	個人	総務省 法務省	<p>【総務省】 現行法律上、本人確認についての規定はない。また、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認については、対面ではなく、インターネット等を利用した非対面での確認も可能としている。</p> <p>【法務省】 登記申請においては、いわゆる成りすましを防止する観点から、各司法書士会の会則の規定に基づき、司法書士は、その業務を行うに際し、依頼者及びその代理人等の本人であることを確認並びに依頼者の内容及び意思の確認を行うこととされています。</p>	司法書士法第16条、第20条、司法書士法施行規則第19条	【総務省】 現行制度下で対応可能 【法務省】 対応不可	<p>【総務省】 現行法律上、本人確認についての規定はありません。また、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認については、対面ではなく、インターネット等を利用した非対面での確認も可能としています。</p> <p>【法務省】 司法書士が登記業務の依頼を受けるに当たり、各司法書士会では、依頼者の本人確認、依頼の内容及び意思の確認をすることを会則に定めることにより会員に義務付けており、司法書士会では、「依頼者等の本人確認に関する規程」その他これに類する名称の規程を定めるなどして、本人確認方法を明確化しているものと承知しています。</p> <p>そのため、現状においては、これ以上の措置は要しないものと考えます。</p> <p>なお、本人確認及び意思確認の方法については、情報通信技術の発展に伴い、新たな手法等についても、その妥当性等を検証して、措置の要否を検討していく必要があるものと考えられますので、日本司法書士会連合会の意見を踏まえつつ、適切に対応していきます。</p>		
301211002	30年12月11日	31年1月22日	元年7月25日	司法書士等の事務所移転負担の軽減について	<p>司法書士及び行政書士(以下、司法書士等という。)においては、書類の搬送を防ぐ目的として、事務所は1カ所に限られ、資格者の常駐義務が定められている。しかも、表紙の掲示義務、報酬額表の掲示義務、秘密漏洩防止の観点から事務所スペースの隔離及び応接スペースの確保など、ありとあらゆる規制が設けられている。</p> <p>しかし、パソコンひとつ持ち出せば、東京でも大阪でも、どこでも自由な業務は行えるのであって、出張先でノートパソコンを使って事務所処理をしなければならないという規制もない。</p> <p>しかし、東京に事務所を置きながら、大阪から週1回だけ事務所に向かい、違法でも何でもないはずであるが、自宅との距離から常駐していないとして、営業ができない実態がある。</p> <p>業務内容としても、申請のオンライン化が進んでいることから、地域に縛られない営業方法が可能であり、情報化社会において、既存顧客のない新規参入者としては、むしろそのような営業方法が求められているのである。</p> <p>しかも、書類の搬送防止の観点からも、クラウドサーバーにより管理する方が安全な場合もある。</p> <p>よって、散って事務所を1カ所にこだわる必要はなく、事務所への常駐義務や、営業義務(2年以上事務所を営業してない)、規制団体から廃業勧告がある。)も必要ないと考える。</p> <p>次に、各地の司法書士等の団体に所属しなければならないという規制のため、県をまたいで引っ越しをするたびに、30万円程度の入会金が必要となっている。この規制のために、司法書士等は転居に際して大きな負担を強いられ、ある意味、地方ごとの新規参入を阻害する要因にもなっている。</p> <p>東京の司法書士等が、1年だけ埼玉で営業して東京に戻るとすれば、それだけで、30万円程度の入会金を、埼玉と東京会に、それぞれ1回ずつ支払わなければならない。これは、あまりにも不合理である。</p> <p>そこで、司法書士等の営業活動の自由を確保するため、(1)事務所1カ所の規制、(2)転居のために30万円程度する高額入会金規制、(3)資格者の事務所常駐規制、(4)営業義務(2年以上事務所を営業してない)と廃業勧告を受ける規制)については、撤廃するべきである。</p> <p>特に、転居のために30万円もする高額入会金については、行政が会則を認可をして有効となっている。規制団体の意向に委ねるのではなく、廃止するべきと考える。</p>	個人	総務省 法務省	<p>【総務省】 行政書士法第8条第2項において、行政書士は事務所を2以上設けてはならないと規定されている。また、行政書士会への入会金については、各行政書士会の規則において定められている。</p> <p>【法務省】 司法書士は、事務所を設けなければならない(司法書士法(以下「法」といいます。))第20条)、二以上の事務所を設けることができません(司法書士法施行規則第19条)。また、司法書士が引き続き2年以上業務を行わないときは、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消すことができます(法第16条)。</p>	行政書士法第8条 司法書士法第16条、第20条、司法書士法施行規則第19条	対応不可	<p>【総務省】 行政書士法第8条の規定は、行政書士が事務所を設けない場合や業務を行うための事務所を2以上設けるような場合には、責任の所在が不明確となり、依頼者や行政からの照会や責任追及等の際に支障をきたすおそれがあること、また、行政書士の資格は特定の個人に与えられるものであり、複数の事務所を持つことを許すと、その業務の正確かつ迅速な遂行に欠けるおそれがあること等のために設けられたものであります。</p> <p>また、行政書士会への入会金については、各行政書士会の規則において定められているものであり、各都道府県の認可を得て定められているものです。</p> <p>【法務省】 複数事務所の設置が禁止されているのは、司法書士の常駐しない事務所が非司法書士の活動の温床になるおそれがあること、司法書士に対する所属司法書士会による指導監督を確保する必要があることによるものです。</p> <p>また、司法書士が引き続き2年以上業務を行わないときに、日本司法書士会連合会が、その登録を取り消すことができることとしているのは、司法書士の登録を受けた者は、事務所を設けて他人の依頼に応ずる義務を課せ、依頼を受けたときはその業務を行わなければならないこと、業務を行わない期間が2年以上に及ぶ場合には、むしろ業務停止の届出をすることが相当であると考えられ、それらに放置している状態で司法書士の登録を保持しておくことは相当ではないことによるものです。</p> <p>そのため、司法書士が常駐しない事務所を設置や複数事務所を設置を認めることや、業務を行わない期間が2年以上に及ぶ場合に、日本司法書士会連合会がその登録を取り消すことができないようにすることは相当ではないと考えます。</p> <p>なお、入会金等に関する会則の定めについては、法務大臣の認可事項とされていますが、具体的な内容については、司法書士会の総会において承認されたものであり、社会通念に照らし若しく不合理なものであるなどの事情がある場合を除き、これを規制することは相当ではないものと考えます。</p>		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
301212003	30年12月12日	31年1月22日	元年7月25日	未入会の司法書士が司法書士と名乗ることの可否の明確化	司法書士法第73条1項には、「司法書士会に入会している司法書士…でない者…は、第三条…に規定する業務を行ってはならない。」とされている。 一方、第73条3項には、「司法書士でない者は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない」とあり、司法書士会に入会していない司法書士の場合は、司法書士と名乗ることを許されていると解釈される。 そうすると、企業内において、司法書士資格であることを名刺に書いて能力をPRすることは、司法書士法には違反しないことになる。また、名刺に司法書士第3条の業務を扱わない旨を表示していれば、相手方が誤解をすることもない。 「詳解司法書士法」という専門書においても、司法書士法においては、司法書士会に入会していない司法書士の存在が前提となっていることが明記されている。 ところが、現状として、司法書士登録をするには司法書士会の入会が強制されており、法律上の規制がどこにも関わらず、司法書士会に入会しなければ、登録は受けられない扱いとなっている。 そこで、法務省においては、組織内司法書士の活躍の場を確保する等の目的で、司法書士会に入会していない司法書士についても、司法書士法第8条の司法書士登録が可能であることを明確にし、名刺などにおいて司法書士であることを表示できるようにするべきである。 次に、司法書士会に入会していない司法書士は、司法書士法第3条の業務が扱えないのであって、それ以外の業務は扱えることになる。 具体的には、司法書士法施行規則第31条に定める業務である。たとえば、司法書士と称して著書を出版をすることなどである。 法務省としては、これらの業務については、司法書士法第3条業務が扱えたとの誤解が生じないように配慮することを前提として、司法書士会に入会しないでも、司法書士と表示して業務が扱えることを明確にするべきである。 以上の点については、司法書士法上の何らの規制もないのに、不当に法務省が事実上の制限をしている点であるので、早急に改善を頂きたい。 なお、行政書士法については、規制団体に入会していない行政書士の存在を前提としないが、組織内行政書士の活躍の場を拡げるため、司法書士法と同様に、規制団体に入会していない行政書士の存在を認めるべきである。	個人	総務省 法務省	行政書士法第16条の5において、行政書士は、事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となることが定められている。 【法務省】 司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に登録を受けなければならない(司法書士法(以下「法」といいます。))第8条第1項)。 また、司法書士名簿への登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方司法書局の管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなければなりません(法第9条第1項)。さらに、司法書士名簿への登録申請をする者は、その申請と同時に、申請を理由するべき司法書士会に入会する手続をとらなければなりません(法第57条第1項)。 また、法第73条第1項により司法書士又は司法書士法人でない者が法第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うことはできません。	行政書士法第16の5 司法書士法第3条第1項第1号から第5号、第9条第1項、第73条第1項	対応不可	【総務省】 行政書士法第16条の5において、行政書士が登録即入会、登録の抹消即退会とされている趣旨は、行政書士会が、会員の品位を保持し、その業務の改善を進めを図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行う目的で法律上設立が強制されている法人であり、行政書士がこれに入会し、その指導、助言、情報の提供等を受けることがその業務を適正に遂行する上で不可欠であることによるものです。 【法務省】 司法書士名簿の登録の趣旨は、司法書士を国家資格制度とし、これに業務独占を認めるとに伴い、司法書士の業務を適正に行うことができる資格者を把握し、その者にのみ司法書士としての業務を行うことを認めるため、司法書士である者を公証することにあります。 また、司法書士名簿への登録に当たり、司法書士会への入会が必須とされているのは、会員の品位を保持し、その業務の改善を進めを図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を適切に実施するためです。 そのため、司法書士会に入会しない場合に、司法書士名簿の登録を可能とし、司法書士として業務を行わせることは相当ではないと考えられます。 なお、司法書士会に入会しない司法書士は、一度入会した司法書士が会費の不払い等により退会したケースが存在するに過ぎないものと考えられます。		
301213001	30年12月13日	31年1月22日	元年7月25日	行政書士法人が海外に支店を置くことを認めるべき	行政書士法人は、ビザ手続きの申請取扱業務を扱っているが、国内にしか事務所を設置することができない。 また、行政書士は各都道府県行政書士会に所属し、事務所に常駐する義務があるため、海外でどこか県外に常駐することすらできない規制となっている。 そのため、外国人の入国・在留手続きなどについて、外国で本人確認や受け付け事務を行うとしても、海外に常駐する行政書士の存在や、支店設置が認められていないことから、営業活動が阻害されている。 国益としても、外国に支店を設置して、現地で行政書士が戸籍などを取りそろえ、学歴や職歴について実態確認をした方が、依頼のみで確認するよりも安全かつ効率的である。 依頼する外国人の立場でも、現地に支店があり、そこで依頼すれば、行政書士の顔をみて安心して書類を預け、依頼をすることができ。 日本国内で働く外国人が増えるのであるから、在留許可などに対応する行政書士法人については、海外に支店を設置することや、現地に行政書士が常駐することを認めるべきである。 少なくとも、事務所の常駐義務については、国際業務を扱う以上、正当な理由があるとして、一定のルールを設けて、ある程度の緩和措置が必要と考える。	個人	総務省	行政書士法人について、海外支店の設置や海外に行政書士が常駐することに関して明文化された規定はない。	行政書士法第8条第2項 行政書士法第13の9 行政書士法第13の10 行政書士法第13条の14	対応不可	行政書士法第8条第2項において、行政書士は事務所を2以上設けてはいけないことが規定されています。 また、行政書士法人の設立の際には、行政書士法第13条の9により、主たる事務所の所在地における登記が必要です。併せて、行政書士法第13条の10により、主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を経由して、日本司法書士会連合会に届け出なければいけないこととされています。 (行政書士法第13条の14)により、行政書士法人の事務所は、所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員である社員を常駐させることとなっています。 したがって、行政書士法人は海外に設立することを想定しておらず、また、行政書士法人について、海外支店の設置や海外支店に行政書士が常駐する必要性も乏しいものと認識しています。		
301214001	30年12月14日	31年1月22日	元年7月25日	職務上請求の利用範囲の明確化	行政書士は、職務上請求書を利用することで、業務の範囲で必要であれば、他人の住民票や戸籍を請求することができる。(戸籍法第10条の2第3項、住民基本台帳法第12条の3第3項) そして、行政書士は、契約書等の作成代理のほか、開発許可申請の代理などを業務としている。 そこで、次の問題に直面する。 山林の土地開発をするにあたり、隣接地権者への説明や同意が必要となったとしても、登記簿上の隣接地権者が行方不明のまま、誰が相続人か分からなくなっている。 このとき、職務上請求書により、隣接地権者の住民票や戸籍を確認できれば、転居先や相続人を探ることができるが、依頼者とは間接的に利害関係があるものの、直接利害関係のない第三者の個人情報にあたるため、職務上請求書を使用することができないとも考えられている。 そこで、行政書士の職務上請求書により、法令上、開発申請にあたり説明や同意が必要となる場合については、隣接地所有者の住民票や戸籍が取得できることを明確化するべきである。 行政書士は、国土交通省が所管する「建設会社」や「建設・補償コンサルタント会社」の行政法務を扱う場面が多いが、特に建設コンサルタント会社による民間開発事業にあたり、このような問題に直面するのである。 もちろん、所有者不明土地利用円滑化法が出来たため、公益のために国や地方自治体が所有者を捜索することもあるが、予算的な問題や、入札などの手続きによる時間的な問題のほか、民間開発の公益性の有無の疑問などにより、同法が活用できていない。 国土の有効な利活用を促進するため、依頼者自身の開発申請など行政手続きに必要となる場合に限り、隣接地権者の住民票等の請求について、行政書士の職務上請求書が利用できることを明確化するべきである。	個人	総務省 法務省	【総務省】 市町村長は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の3第2項に基づき、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、委任している事件又は事務の依頼者が(1)自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者(同条第1項第1号) (2)国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者(同項第2号) (3)前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者同条第1項各号に掲げる者(同項第3号)のいずれかに該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し等を交付することができることとなっております。 【法務省】 戸籍法第10条の2第3項において、行政書士等の資格者代理人は、委任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができるものとされ(いわゆる職務上請求)。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての同条第1項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならぬとされています。 戸籍法第10条の2第1項各号に定める事項とは、 ① 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由(第1号) ② 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由(第2号) ③ 第1号及び第2号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由(第3号)の事項となります。 なお、第3号にいう「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合とは、第1項又は第2項に準ずる場合のことを指します。 戸籍法第10条の2第3項に基づく請求において、当該請求をする者が同条第1項各号に定める事項を明らかにしているか否かについては、具体的事案に即して判断されることとなります。	住民基本台帳法第12条の3 戸籍法第10条の2第1項及び同条第3項	対応不可	【総務省】 住民基本台帳法第12条の3の規定は、本人等以外の者からの申出による住民票の写し等の交付について定めたものであり、いわゆる職務上請求はこれに含まれるものではありません。 同条の規定に基づき(申出については、申出の主体及び利用の目的が多様多種に及ぶことが予想されることから、交付を認める対象者を3つに類型化し、これらに該当するか否かを市町村長が個別具体的に判断することによって、交付の可否を決定することとしています。 よって、住民票の写し等を交付できる対象について、法令上、個別具体的に列挙し、明確化する方式に判断ではなく、御指摘の事案に対しては、各市町村において、本規定に基づき適切に判断することと考えるます。 【法務省】 戸籍法第10条の2第3項に基づく請求において、当該請求をする者が同条第1項各号に定める事項を明らかにしているか否かについては、具体的事案に即して判断されることとなることと。提案の内容において、一律に戸籍謄本等の交付の請求をすることが可能か否かについて明確化することは困難です。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
301220005	30年12月20日	31年1月22日	元年7月25日	建設コンサルタント登録会社に開発許可申請書等の作成代理を認めるべき	山林などを宅地にする場合、都市計画法を中心として、宅地造成規制法や森林法のほか、農地法、土壌汚染対策法などの様々な許可や、分筆その他の登記を受けなければならない。これらの許認可手続きは、行政書士等の独占業務とされている。ところが、ほとんどの行政書士は、測量などの技術的な対応ができず、測量会社や建築会社、建設コンサルタント会社が、施主から依頼を受けて、会社として自ら行っている。各法令の規定としても、一定規模以上の広さの場合は、土木施工管理士などの技術系資格者でなければ図面作成が認められていない。申請先の行政窓口においても、技術の分からない行政書士が来てても開発協議が進まない。すなわち、申請書のみを行政書士が独占する必要性は全くないのである。現に、たとえば大阪府の場合は、届出窓口においては、口頭ベースではあるが、測量会社など建設コンサルタント会社に依頼することが望ましいと案内している。結果、許可申請書の代理人欄には、建設コンサル会社が代理人として記名押印をしているケースが大多数である。行政書士会社としても、建築許可や宅建業許可など、技術を伴わない手続きについて行政書士会社としても、建設業許可や宅建業許可など、技術を伴わない手続きについては、代理人の身分確認の徹底など、申請窓口における非行政書士の排除を強く求めている。一方、開発許可の手続きについては、福岡県など一部の地域を除き、そのような要求をしておらず、対応差は一目瞭然である。たしかに、現状のままで測量会社などが代理できるのであれば、実務に支障はないように思われる。しかしながら、先般、測量事務所(土地家屋調査士)が農地法と都市計画法の手続きを代理して、平成26年に行政書士法違反で罰金刑となったケースもあり、事実上全体として信頼を損ねている。ゆえに、建設コンサルタント登録を受けている会社については、行政書士と顧問契約をしている場合に限り、開発に付随する申請書の代理作成業務を付随業務として認める方向で、規制を緩和するべきである。なお、行政が都市開発を進める際、登記に関連するものについては、一定規模以上の土地家屋調査士や司法書士の団体しか受注資格がないことから、行政コストとしても高止まりをしている。よって、建設コンサルタント会社に対しては、これらの資格者と顧問契約等をしている場合に限り、付随業務として扱えるように、規制を緩和するべきである。	個人	総務省 法務省	行政書士法第1条の2 土地家屋調査士法第3条第1項第1号、第2号、第6条第1項 司法書士法第3条第1項第1号、第73条第1項	対応不可	【総務省】 行政書士法第1条の2第2項において、行政書士は、その業務を行うことが他の法律において制限されるものについては、業務を行うことができないと規定されているところ、提案内容の開発に付随する申請書の代理作成業務については、他の法律において制限されていないため、行政書士の独占業務となっているものです。  【法務省】 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法学的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、表示に関する登記手続の代理や表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量は土地家屋調査士の、権利に関する登記手続の代理は司法書士の、それぞれ独占業務とされています。これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき、土地家屋調査士については、土地家屋調査士法第6条に基づき、それぞれ試験が実施され、それぞれの業務を行うのに必要な知識及び能力を有する者と認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護や明確化に資することとしていることによるものです。そのため、このような制度的な能力担保がとれていない者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。		
310206019	31年2月6日	31年3月6日	元年7月25日	指定数量未満の危険物の貯蔵等の差異の是正	【提案の具体的内容】 指定数量未満の危険物の貯蔵、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、各市町村での差異を是正すべきである。  【提案理由】 指定数量未満の危険物の貯蔵、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、消防法第9条の4において、市町村条例で定められていることとされており、設置における基準が各市町村で異なる。この結果、園芸施設の燃料貯蔵タンク設置時にある市町村では設置が認められた施設が他の市町村では認められないといった問題が発生し、コスト高の要因となっている。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法第9条の4	検討を予定	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに関する規制事務は、市町村の自治事務であり、各市町村が地域の実情を反映できるよう、条例で定める基準に委ねられている。危険物保安については、市町村ごとに抱える実情が異なる可能性があるため、各市町村条例が定める基準には一定の差異が生じうるものと考えられます。なお、ご提案頂いた内容に関しては詳細を確認の上、必要に対応について検討していきたいと考えています。	△	
310208002	31年2月8日	元年10月18日	元年12月19日	非識別加工情報の提供に際する個人への意見照会の不要化	行政機関が非識別加工情報を企業等へ提供する際には、個人情報保護委員会規則にしたがって匿名加工を行うほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8において、第三者に対する意見書提出の機会の付与等について定められているが、非識別加工情報に含まれる個人に対し個別の意見照会を行うことを定めたものではないことを明確化していただきたい。  非識別加工情報作成の際に、個人情報ファイル簿に含まれる個人に対して、個別の意見照会を実施することになれば、非識別加工情報の提供に関する手数料が高額になるだけでなく、データの悪書き等が欠損し、非識別加工情報の有用性を著しく損うことになる。非識別加工情報は提供を受けた企業側では、個人情報には該当しないこととなり、個別の意見照会は不要と考えられ、その明確化が望ましい。要望が実現することで、非識別加工情報の利用手数料が軽減され、情報の悪書き・正確性が担保されるなど、行政機関が保有する個人情報の有効活用が進むことが期待される。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の8 又は当該条項に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護条例	事実確認 その他			
310208003	31年2月8日	元年10月18日	元年12月19日	非識別加工情報の提案募集対象となる個人情報ファイル簿単位の見直し	行政機関の提案募集を受けて、企業等が非識別加工情報の利用に関する提案を行う際に、当該行政機関が保有している個人情報ファイルを連結した上で匿名化し、企業等に提供することを可能とすべきである。  現状では、行政機関による提案の募集は個人情報ファイル簿単位で行われている。当該個人情報ファイル簿は各行政機関が各々の取扱事務の都合で自由に単位を定めているため、同じ個人情報ファイル名であっても行政機関によって差異があることが、企業が活用する際に必要な情報が複数の個人情報ファイル簿に分断して格納されていることがある。変更した企業側では非識別加工情報(匿名加工情報)を結合することは不可能であるため、非識別加工情報の活用の利便性が低下する。行政機関の取扱事務の種類でなく、企業側の利活用ニーズに即した単位で非識別加工情報が提供できれば、利活用の範囲が拡大する。	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会 総務省	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の4、第44条の5 又は当該条項に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護条例	現行制度下で対応可能 その他	【個人情報保護委員会】 提案の募集が個人情報ファイル簿単位で行われていても、複数の個人情報ファイルに対して提案があるとき、個人情報ファイル単位のデータ連結を行った上で行政機関による非識別加工情報を作成することが可能な場合が考えられるため、企業側の利活用ニーズに柔軟に対応できるよう、行政機関に対し制度の周知を徹底します。(検討開始時期:令和2年1月～2月、年内内に実施)  【総務省】 個人情報保護委員会より、行政機関に対して周知がなされた際には、必要に応じて、その旨を、地方公共団体に対して情報提供します。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
310208004	31年2月8日	元年10月18日	元年12月19日	非識別加工情報の提案募集対象となる個人情報ファイル簿の拡大	税関に関する個人情報ファイル簿の多くが非識別加工情報の提案募集の対象になっていないなど、非識別加工情報の対象となる個人情報ファイル簿が限られているため、利活用範囲が窄縮に狭く留まり、加工業務コストなどにより提供を可能とすれば、利活用範囲が拡大する。特に税関に関する情報は、マーケティングや研究・開発への有効な活用が見込まれる。	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会 総務省	【個人情報保護委員会】 行政機関の長は、非識別加工情報その用に供して行う事業に関する提案の募集をするに際し、個人情報ファイルを選定しますが、選定される個人情報ファイルは、行徳法第2条第9項各号のいずれにも該当するものが対象となります(第44条の3)。 御指摘のあった、税関に関する個人情報ファイルの多くは、行徳法第2条第9項第3号に規定する「行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲で」非識別加工情報を作成することができるもの、でないと解されています。その理由は、行政機関の保有する情報を公にするという点で共通する情報公開法に基づく開示請求があったとしたらば部分開示をすることは可能であるも、加工できる箇所が極めて限定的であり、かつ、当該限定的な項目の内容は情報公開請求すれば足りるので、行政機関非識別加工情報の提案の募集を行う実質的意義がなく、提案の募集対象とすることで非効率な行政運営となるという考え方もあります。 【総務省】 地方公共団体の個人情報情報は、条例により、各団体において取り扱っております。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の3 又は 当該条文に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護委員会	現行制度下で対応可能 その他	【個人情報保護委員会】 行政機関は、基本的には、行徳法第2条第9項各号の要件に照らして、適切に行政機関非識別加工情報として加工する対象となる個人情報ファイルを抽出していますが、本制度の運用が適切に行われるよう、行政機関に対し、運用状況を確認した上で、制度の周知を徹底します。 (検討開始時期:令和2年1月～2月。年度内に実施) 【総務省】 個人情報保護委員会より、行政機関に対して周知がなされた際には、必要に応じて、その旨を、地方公共団体に対して情報提供します。		
310208005	31年2月8日	31年3月6日	31年4月5日	高周波利用設備の許可申請に關し、同一仕様品の予備品等に交換する場合の再申請の不要化	【提案の具体的内容】 高周波利用設備は、電波法100条の規定に基づく許可申請が必要とされ、許可されるまでは使用することができない。突発的に設備が故障した場合等において、現状では、同一仕様品の予備品への交換であっても許可申請が必要であり、許可が下りるまで設備を稼働することができなくなる。電波環境への影響に変化がない、同一仕様品の予備品に交換する場合には、再度の許可申請は不要とさせていただきたい。 【提案理由】 高周波利用設備は、同一仕様品の予備品への交換であっても、設備が変更になる場合には、許可申請が必要とされている。突発的に設備が故障した場合等には、許可申請から許可までに1ヶ月以上かかり、設備を稼働することができなくなる。あらかじめ許可された予備品を備えておく場合には、自社で予備品を持っておくこととなるが、許可申請には使用場所を記載することになっているため、複数の工場での高周波利用設備を使用しているも、予備品はそれぞれの設備ごとに用意しておく必要があり、予備品・資産在庫などの固定費が増加する。高周波利用設備の中には消耗品として定期的な交換が必要になるものも多く、それぞれの許可申請には莫大な工数を要する。突発的な設備の故障時などの早期再稼働や、予備品の低減・固定資産の圧縮、許可申請に対する工数の低減等の観点から、本要望の実現を求めたい。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	高周波利用設備は、本来、電波の発射を目的とするものではありませんが、漏洩する電波が無線局に妨害を与える可能性があることなどから、その設置は、原則として総務大臣の許可が必要となります。ただし、高周波利用設備のうち、その普及が急速に高まっている等の状況下にある設備については、別に技術基準等を定め、個別設置許可を要しない等として型式指定を行っています。 また、設備の変更等で軽微な事項(高周波発生装置の変更であって当該部分の全部について撤去する場合等)については、総務大臣への届出となっています。	電波法100条、同法第17条、同法50条、電波法施行規則第45条の2、第45条第46条、第46条の2	その他	予備品への交換については、省令で定める軽微な事項に該当するものであれば、届出で対応可能です。交換する予備品等、具体的な要望内容について、総務省に御相談ください。		
310208006	31年2月8日	31年3月6日	31年4月5日	高周波利用設備(電力線)許可申請の型式指定対象への三相交流の追加	【提案の具体的内容】 電波法第100条第1項第1号に基づく高周波利用設備許可申請については、同法施行規則第44条第1項第1号のなか「定格電圧100ボルト又は200ボルト及び定格周波数50ヘルツ又は60ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものである」とあり、その型式について総務大臣の指定を受けたもの」である電力線搬送通信設備については、許可を要しないと定めている。単相交流に加えて、定格電圧100ボルト又は200ボルト又は400ボルト及び定格周波数50ヘルツ又は60ヘルツの三相交流を通ずる電力線を使用するものについても、その型式について総務大臣の指定を受けることを可能にさせていただきたい。 【提案理由】 高周波利用設備は、設備から電波が放射され、放送や無線通信に妨害を与えるおそれがあることから、設置にあたっては、総務大臣から型式指定を受けた場合を除き、総務大臣からの個別の設置許可が必要とされている。型式指定の対象となる電力線搬送通信設備は、電波法施行規則第44条より「定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものである」と定めており、その型式について総務大臣の指定を受けたものと定められているが、近年、その対象となっていない三相交流を使用する低周波・低電圧などの設備の活用が広がっている。現在、三相交流の電力線設備の申請は、個別に許可を受けているが、型式指定の対象に三相交流が追加されれば、申請手続きの不要化により関連作業の短縮化が見込める。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	高周波利用設備は、本来、電波の発射を目的とするものではありませんが、漏洩する電波が無線局に妨害を与える可能性があることなどから、一部の設備を除きその設置には、総務大臣の許可が必要となります。 ただし、高周波利用設備のうち、その普及が急速に高まっている等の状況下にある設備については、別に技術基準等を定め、型式指定の対象とすることで、個別設置許可を不要とすることができます。	電波法第100条、電波法施行規則第44条第1項、第46条、第46条の2	その他	三相交流での低周波・低電圧PLCなど特定の設備に関する型式指定については、設備の普及の見直し等を踏まえつつ、漏洩電波が無線局に妨害を与えないための技術基準等を検討する必要がありますので、対象設備の概要、普及の見直し等の具体的な要望内容について、総務省にご相談ください。		
310208008	31年2月8日	31年3月6日	31年4月24日	行政機関から生命保険会社への情報照会に係る事務手続きの電子化	<提案内容と提案理由> 行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない。大きな負担となっている。そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続きを電子化すべきである。昨年度も様式の要望を提出し、所管省庁からは前向きな回答を得た。また、「官民データ活用推進基本法」において、行政手続のオンライン利用の原則化(第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第15条)が定められ、「デジタル・ガバメント実行計画」にも、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれている。こうした状況を踏まえ、行政機関から生命保険会社への情報照会の電子化に向けた取り組みを加速すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 生活保護の照会については、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一しております。また、本年3月6日に開催された、地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で、様式を統一した旨周知を行いました。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条 【厚生労働省】 生活保護法第29条	検討を予定 【総務省】 【厚生労働省】 【財務省】 【厚生労働省】	【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。 具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえ、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめます。 【総務省】 地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 照会文書の書式の統一については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。 【厚生労働省】 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定です。また、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修費について、平成30年度第2次補正予算に計上しました。		◎

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310208014	31年2月8日	31年3月6日	元年7月25日	住民票の様式統一	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      住民基本台帳法に基づき、市区町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成しますが、住民票の様式や規格は定められていません。そのため、地方公共団体毎に独自の様式や形状の住民票が存在し、企業や健康保険組合において記載内容を確認するのに時間を要しています。                      住民票の記載内容は法定されており、市区町村が様式を変更する意義は乏しいです。そこで、国が主導して様式を統一すべきです。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	住民票の様式は、法定されており、住民基本台帳事務処理要領において、市区町村において住民の利便性を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫することとされており、参考までに個人単位及び世帯単位の住民票の様式例が示されています。	住民基本台帳事務処理要領第2-1-1(1)ア	その他	<p>住民票等の様式については、従来、法令の定めがなく、1,741市区町村ごとに地域のニーズに沿った様式としてシステム構築していることから、仮に統一する場合には、全国的なシステム改修を要することとなります。                      一方で、OCRなどの読取機器の機能向上により、異なる様式であっても適切に記載事項を認識することが可能となる技術の進展も見込まれているところです。                      御指摘の実態については、これらの状況を比較考量しつつ、平成31年5月10日に総務省において開催された自治体における業務の標準化等に関する研究会の報告書の内容も踏まえ、総合的に検討してまいります。</p>		
310208016	31年2月8日	31年3月6日	元年9月27日	住民基本台帳法の別表機関における本人確認情報の多目的利用の実現	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      住民基本台帳法は、その別表において、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から機構が保存する本人確認情報の提供を受けられる機関(別表機関)と情報を利用できる事務(別表事務)を限定列挙している。また、同法第30条の29により、別表機関が受領した本人確認情報は、当該別表事務でのみ利用・提供可能と定められている。このため、同一の別表機関であっても、本人確認情報を受領した事務と異なる別表事務では利用することができない。                      例えば、市町村長が住民の安否情報を照会する目的(別表第2の1)でJ-LISから提供を受けた本人確認情報は、住民に対して予防接種を実施する目的(別表第2の4)で利用できず、再度J-LISから提供を受けなければならない。                      セキュリティ上の理由から、通常、別表機関の内部事務システムは住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)と直接接続されていない。このため、住基ネット接続端末から内部事務システムに手作業で情報を移し替える必要があるが、本人確認情報の提供を受ける回数と比例して移し替えに係る時間が増加し、別表事務の処理(審査・承認)が遅れてしまう。                      また、相互に関連する別表事務を処理するにあたり、同一の本人確認情報に基づいて審査・承認を行う必要があるが、住基ネットからの情報提供はリアルタイムでなくバッチ処理であることを踏まえ、タイムラグが発生して取得した本人確認情報に差異が生じる可能性もある。                      そこで、別表事務の処理を求める申請者本人の承諾があった場合に限り、別表機関がJ-LISから提供を受けた本人確認情報を、他の目的で利用することを可能とすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	J-LISの保有する本人確認情報は、住民基本台帳別表上覧に掲げる機関等から同表下欄に掲げる事務の処理に関し求められたときのみ提供されるものです。 また、住民基本台帳法第30条の29において、住民基本台帳法の規定により本人確認情報の提供を受けた機関等は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところによつて当該事務の処理に関し本人確認情報等の提供を求めることができるというものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報等を利用し、又は提供したものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報等の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない、とされています。	住民基本台帳法第30条の29	対応不可	<p>住基法第30条の29の規定は、本人確認情報が本来の利用目的以外の目的のために利用又は提供された場合に本人の予期せぬ不利益が生じる危険性を増大させる可能性があることから、住基法で定められた場合以外における本人確認情報の利用又は提供を例外なく禁止したものです。                      本提案は、本人同意を前提に、本人確認情報の目的外利用を許容することが内容と考えますが、本案については、一定の要件の下で個人情報の目的外利用を可能とする個人情報保護法の規定に優先して適用されるとの最高裁判決がなされているところであり、実現は不可能です。                      なお、システム的な対応により、提案内容に記載されている作業負担を軽減できる可能性もありますので、必要に応じ当該及び地方公共団体情報システム機構に具体的な支障事例等を相談してください。</p>		
310208025	31年2月8日	31年3月6日	31年4月5日	信書の取り扱いに関する規制緩和	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      大企業を中心に、グループ内の間接部門等の業務を集約して、特定の企業が担う「シェアード化」が進んでいる。その一例として、障害者雇用の推進に向けた特許会社の活用を目的に、信書等の文書の仕分け・送達業務をシェアード会社に委託している例が見られる。                      このような場合、シェアード化以前には不要であった信書便事業の免許が必要となり、過大なコストが発生している。同一企業であれば、事業所間で従業員を輸送する連絡バスに信書を乗せて送達することは差し支えないものの、シェアード化により、グループ内の別法人となった途端に、他人の信書を運送していることとみなされ、当該企業が信書便事業の免許を取得し、別便を配車して輸送せざるを得ず、グループ全体でコスト増を招いている。                      そこで、グループ企業内の別法人が信書を一元的に管理している場合においても、委託側の親会社と受託側のシェアード企業を一体とみなし、免許を取得せずに信書を送達できるよう、規制を緩和すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	他人の信書の送達を業とすることは郵便法4条により、日本郵便株式会社に限られておりますが、この規定の例外として、民間事業者による信書の送達に関する法律により、信書便事業者が信書便物の送達を行う場合には郵便法4条を適用しないとされており、許可をうけた事業者が他人の信書の送達を業として行うことが可能となっております(事業者の規程によっては送達できる大きさ、料金等に制限あり)。 なお、自らの信書を自ら送達すること(当該法人の従業員による送達を含む。))は、そもそも規制の対象外です。	郵便法第4条、民間事業者による信書の送達に関する法律第6条、第29条	対応不可	<p>「免許を取得せずに信書を送達」できるか否かは、ご指摘のとおり、親会社と受託側のシェアード企業を一体と見なせるか(シェアード企業にとって、親会社の信書の送達とみなせるか)により決まります。グループ内企業であっても、法人格が違つて、他人の信書の送達としております。                      このため、グループ内企業であっても、郵便法又は信書便法上、通信の秘密を確保する観点から、民法上及び会社法上、別個の法人格となることと定められているシェアード企業による信書の送達については、他人の信書の送達とみなされます。                      以上から、グループ内企業であっても、別個の法人格を有する事業者が信書を送達する行為は、他人の信書を送達する行為になるため、シェアード企業であっても対象外とすることはできません。                      なお、信書等の文書の仕分けのみの委託、発送代行等、信書の送達にあたらぬ場合もありますので、個別にご相談いただければと思います。</p>		
310304002	31年3月4日	31年4月22日	元年5月24日	複数棟に渡る大規模建築物における、防災センター設置基準の緩和	<p>【提案の具体的内容】                      複数棟に渡る大規模建築物の開発にあたっては、他棟を含め一元管理する防災センターの設置を認めるべきである。                      【提案理由】                      消防法で延床面積50,000㎡以上等(東京都条例では延床面積10,000㎡以上等の大規模建築物)の場合、各棟に防災センターを設置するよう義務付けられており、防災センターの複数設置、防災センター委員の複数配置による人員費増大、コスト増を再開発の権利者の月額管理費に上乗せすることとなり、過度な負担が生じている。                      複数棟に分かれる再開発等において集中防災センターを認めることで、棟ごとに管理費の過度な増加を避ける延床面積の調整を必要となくなり、容積率の全消化が可能となることで、保留床が増え、従前権利者の返還床(権利床)の増加に寄与し、再開発のより一層の推進につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法第17条では、建物の用途や規模等に応じて、消防用設備等を技術上の基準に従って設置することが義務付けられています。 当該基準において、延べ面積50,000㎡以上の防火対象物等については、当該防火対象物ごとに、消防用設備等の監視・操作等を行うために必要な機能を有する総合操作盤を、防災センターや中央管理室、守衛所等の常時人がいる監視場所に設けることとなっています。	消防法第17条 消防法施行令第11条 消防法施行規則第12条第1項第8号 総合操作盤の設置方法を定める件(平成16年消防庁告示第8号)	事実確認	消防法上、各棟に防災センターを設置することは義務づけていません。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310304003	31年3月4日	31年4月22日	元年5月24日	消防設備用の非常電源としての外部給電に関する規制緩和	<p>【提案の具体的内容】 床面積1,000㎡を超える劇場、飲食店、百貨店、病院等については「非常電源」としての外部からの給電が認められていないが、外部からの安定的な電源供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したとみなすべきである。</p> <p>【提案理由】 近年の前震技術の向上等により、震度7クラスの地震でも倒壊しない堅牢なビルと堅牢な構造へ設置した電源装置、配線等からの電源供給については、敷地内自家発電機等を設置すると同等かそれ以上の電力安定確保が可能になるケースが大多数に上ると思われることから、これら外部からの安定的な電源供給が可能なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したと認められるべきである。 日本内燃力発電設備協会などによる過去の調査結果によれば、災害時にメンテナンス不良による自家発電機の停止は多発している。定期的メンテナンスを実施する電源装置からの外部電源供給のほうが、むしろ自家発電よりも安定的な「非常電源」の確保が確保が可能になると考えられる。 外部給電が非常用電源として認められれば、不特定多数の利用が想定される施設や、病院などの重要施設に対し、より安定した非常用電源供給を実施することで、災害時の被害抑制が可能となる。また、拠点間での設備共用化により、各社、各拠点による多重投資の抑制につながり、経済的な設備構築が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法第17条では、建物の用途や規模等に応じて、消防用設備等を技術上の基準に従って設置することが義務付けられている。 当該基準において、火災時に常時電源が停じた場合においても消防用設備等が正常に稼働するように、消防用設備等に非常電源を附置することが定められています。 消防用設備等に附置する非常電源のうち、延べ面積1,000㎡以上の劇場、飲食店、百貨店、病院等の特定防火対象物については、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備のいずれかの設置が必要となります。	消防法第17条 消防法施行令第11条 消防法施行規則第12条	対応不可	外部からの安定的な電源供給とは具体的にどのようなものか明らかではありませんが、外部からの非常用電源を受電する設備により電源を供給することになると、地震等の災害が発生した場合も含め、電源供給を受ける建物以外の設備や配線等のいずれかに不具合が生じると電力が供給されないリスクが高まると考えられることから、非常電源を設置したとみなすことは適当でないと考えます。		
310329003	31年3月29日	元年6月18日	元年8月28日	共済組合(国家公務員等、私立学校教職員)の医療保険事務手続の社会保険労務士への開放	<p>社会保険労務士の業務範囲は、社会保険労務士法第2条、別表第1で定められている。 別表第1には、各種共済組合法は含まれていないので、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は社会保険労務士は取り扱えないことになる。 しかしながら、上記の事務手続は、社会保険労務士が取り扱える健康保険法に基づく健康保険事務手続と酷似しており、また共済組合も社会保険労務士が取り扱うことを容認している事例もある。 よって、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は行政書士の独占業務ではなく、社会保険労務士の独占業務であることを明確化すべきである。</p>	個人	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省	行政書士法第1条の2第1項に定められているとおり、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業としています。 また、行政書士法第1条の2第2項において、行政書士は、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができずと定められていますが、本提案については、他の法律において制限されている業務には当たらず、行政書士が行う業務となっています。 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第1号の3において社会保険労務士別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づいて申請書を作成すること、第2号において労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること、第3号において事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること等が社会保険労務士の業務とされています。	行政書士法第1条の2 社会保険労務士法第2条第1項	対応不可	各種共済組合法に基づく共済組合等(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する申請書等の作成等の事務は、社会保険労務士別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成等に含まれる事務ではないため、社会保険労務士が業として行う事務ではありません。なお、共済組合や組合員等の手続に関する相談に応じ、手続上の留意点等についてアドバイスすることは、社会保険労務士法第2条第1項第3号の事業に関する労務管理その他の労働に関する事項について相談に応じ、又は指導することに該当し、社会保険労務士が行うことができます。		
310329004	31年3月29日	元年6月18日	元年8月28日	企業年金基金の事務手続の社会保険労務士への開放	<p>社会保険労務士の業務範囲は、社会保険労務士法第2条、別表第1で定められている。 別表第1には、確定給付企業年金法は含まれていないので、企業年金基金の事務手続は社会保険労務士は取り扱えないことになる。 しかしながら、上記の事務手続は、社会保険労務士が取り扱える厚生年金保険法に基づく厚生年金事務手続と酷似しており、また企業年金基金も社会保険労務士が取り扱うことを容認している事例もある。 よって、企業年金基金の事務手続は行政書士の独占業務ではなく、社会保険労務士の独占業務であることを明確化すべきである。</p>	個人	総務省 厚生労働省	行政書士法第1条の2第1項に定められているとおり、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業としています。 また、行政書士法第1条の2第2項において、行政書士は、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができずと定められていますが、本提案については、他の法律において制限されている業務には当たらず、行政書士が行う業務となっています。 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第1号の3において社会保険労務士別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づいて申請書を作成すること、第2号において労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること、第3号において事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること等が社会保険労務士の業務とされています。	行政書士法第1条の2 社会保険労務士法第2条第1項	対応不可	確定給付企業年金法に基づく企業年金基金に関する申請書等の作成等の事務は、社会保険労務士別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成等に含まれる事務ではないため、社会保険労務士が業として行う事務ではありません。なお、企業年金基金や事業主の手続に関する相談に応じ、手続上の留意点等についてアドバイスすることは、社会保険労務士法第2条第1項第3号の事業における労務管理その他の労働に関する事項について相談に応じ、又は指導することに該当し、社会保険労務士が行うことができます。		